琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　米国議会審議（議会証言、議事録）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43842

43、3：下院大出席对外活動小委 報告書

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(IA) 9302　　主管

67年3月15日20時45分　ワシントン　発　米北

67年　月16日10時59分　本省　着

外務大臣殿　　武内(大使)　総領事　臨時代理

アンガー高等弁務官の沖縄関係予算の証言について

第720号　　暗秘略(平)　大至急　至急　(普通)　LTF

陸軍担当官が13日館員に述べたところによれば16日ゆう方当地到着のアンガー高等弁務官の滞米中の日程は21日下院歳出委員会対外活動小委員会（委員長パスマン）で68年度おきなわ関係予算（一部報道とことなりプライス法改正案についてではない）に関し証言すること以外未決定の由である。陸軍省としてはプライス議員の余かを見てなんらかの形でプライス法改正案につき証言をすることができるようにしたいと考え工作中で。そのめどがつくまでアンガー中将を約1－2週間当地に滞在せしめたい希望であるが。なにぶん下院軍事委員会は予算にぼうさつされ。プライス法改正案を第3小委員会（プ議員が委員長）に割当てるにいたつていない上来週末からイースター休かに入るので見通しはこんとんとしている趣である。一方上院の同法審議日程は一切不明の由。

(3)

大臣	政務次官 事務次官 外務官 官房
(総)儀	人文 電厚 営計
(国)資長	参調 資
(ア)長	参総 北中 東西
北米長	参北 保
中移長	参総 南住 旅
欧長	参西 英
近ア長	近ア
(ア)長	参調 国一 米ア 二カ
経協長	参商 統ラ 国一 通ス 欧近
経協長	参政 経技 賠償 賠経 賠償
(条)長	参条 協規
国長	参政 経社 科専 軍
(情)長	参道 内外
文長	文一 文二

外務省

NOT FOR PUBLICATION
UNTIL RELEASED BY THE
HOUSE COMMITTEE ON
ARMED SERVICES

STATEMENT BEFORE SUBCOMMITTEE NO. 3, COMMITTEE ON ARMED SERVICES

UNITED STATES HOUSE OF REPRESENTATIVES

BY

LT. GENERAL FERDINAND T. UNGER

HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

ON THE BILL H. R. 4903

TO AMEND THE ACT PROVIDING FOR THE ECONOMIC

AND SOCIAL DEVELOPMENT IN THE RYUKYU ISLANDS

5,42

Mr. Chairman, Members of the Committee:

Mr. Chairman, I am pleased to appear in support of the bill, H. R. 4903. Although I have been in the Ryukyus only a few months, I am convinced of the economic and psychological importance of this bill to the people in the Ryukyus and in Japan. My purpose here is to explain why we believe the United States should contribute more than the present $12 million now authorized for direct assistance to the Ryukyuan people.

The record of last year's hearings contains the key historical facts leading up to the proposal before you. It is appended to my statement. With your permission, I would like now to insert this historical account again in the record.

For the benefit of the Committee, I will summarize certain facts and considerations that are most significant to my purpose:

a. Under Article 3 of the 1952 Treaty of Peace with Japan, the United States has "the right to exercise all and any powers of administration, legislation, and jurisdiction over the territory and inhabitants of these (Ryukyu) islands. . . ." Attendant with these rights is a moral obligation for the welfare and well-being of the people. On June 5, 1957, Presidential Executive Order No. 10713 officially charged the Secretary of Defense with this obligation.

b. On July 12, 1960, Congress enacted P. L. 86-629 which contains the legal authority and direction that "every effort shall be made to improve the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands

and to promote their economic and cultural advancement during such time as the United States continues to retain authority over the Ryukyu Islands."

c. In March of 1962, as a result of a special task force study in the Ryukyus, the President recognized that economic and social welfare benefits in the Ryukyus were considerably behind levels attained in Japan. Therefore, he directed that actions be taken to work out precise arrangements to assure a cooperative relationship between the United States and Japan in providing assistance to the Ryukyu Islands to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development. A stated key objective was to raise the levels of public health, education, and welfare services to those obtaining in comparable areas of Japan. As a result, the Price Act authorization was raised in October, 1962 from $6 million to $12 million, which latter amount Congress has appropriated in full beginning in FY 1965.

d. In a joint communique issued after their January 1965 meetings, President Johnson and Prime Minister Sato confirmed that the United States and Japan should continue substantial economic assistance to the Ryukyu Islands in order to advance further the welfare and well-being of the inhabitants of the islands.

e. In early 1965, a Long Range Plan for the Economic and Social Development of the Ryukyus was formulated which shows that the Ryukyus today still lag behind Japan in the important programs of public health, education, and welfare despite the fact that the United States has been working toward these goals since 1962. We have made progress, but it is

evident that the rate of progress is too slow. Japan's economy and standard of living continue to progress at rapid rates. Additional external aid to the Ryukyus is required if we are to make satisfactory progress in reducing the gaps.

f. In view of the situation, the Government of Japan was requested in September 1965 to assist in more rapidly meeting the United States goals by joining us in providing more aid to these key social program areas beginning in FY 1967. Japan has responded enthusiastically to this partnership effort by providing $16.1 million in this current FY 1967 and budgeting $25.8 million for FY 1968. In addition, Japan is providing a total of $3.9 million over the same two year period to assist in rehabilitation of those islands that suffered extensively from typhoon damage in September 1966.

If the bill before you is enacted, the administration proposes supplemental appropriations of $5.31 million for FY 1967 and $7.5 million for FY 1968. Table I appended to my statement shows the major budget activities and items in which the larger amounts of United States and Japanese assistance are needed. I recommend its insertion in the record.

Gentlemen, in last year's hearings the discussion brought out several key points that I believe should be reiterated for the record. One is that the resources of the Ryukyu Islands are very limited and substantial external financial assistance is needed if the Ryukyuan people are to have public health, welfare, and education facilities and services equal to comparable areas in Japan. Further, that Japan customarily

provides substantial financial assistance to its less favorably disposed or endowed prefectures to help them provide adequate local government services and improve their social and economic standards.

Another important consideration brought out last year is that, by virtue of its separate status, the Government of the Ryukyu Islands must provide and pay the costs for many central or national government functions and services in addition to what constitutes normal budget costs of local government -- that is prefectural government (equivalent to state government in the United States). Examples of functions normally paid for by the central government are the internal revenue department, postal system, court system, prisons, the University of the Ryukyus, national highways, and considerable health and welfare assistance to the sick, poor, aged, and other needy persons.

It was also pointed out last year that the increased funding by the United States and Japan in support of the public health, education, and welfare activities will release much-needed funds to the Government of the Ryukyu Islands for adequate operation of its other functions and services. This increased funding has curtailed previous criticisms concerning the lack of an adequate local budget.

In last year's hearings, we also inserted a fact paper with two statistical tables that contained certain key comparisons of the standard of living in the Ryukyus with that in Japan. That fact paper has been updated and is appended to my statement. I recommend that it be inserted

in the record. I will now point out the significant comparisons that are revealed in the fact paper at tables A and B.

Table A compares the per capita income in the Ryukyus and certain related economic indicators with Tokyo and eleven Japanese prefectures located nearest to the Ryukyus. In Section I, these comparisons indicate that the Ryukyus ranked slightly ahead of Kagoshima in national income per capita, but behind the other eleven prefectures. In Sections II and III, the Ryukyus ranked behind all twelve prefectures in per capita disposable income and consumption expenditures. Since FY 1963 is the latest year for which prefectural statistics are available, we added Section IV to show comparisons through FY 1966 with the All Japan per capita averages. You will note that the Ryukyus' per capita income is 60 per cent of that of Japan.

Section V shows that consumer prices in the Ryukyuan Capital city of Naha, in FY 1965, were relatively higher than the twelve selected prefectures.

Table B contains FY 1966 comparisons between the Ryukyus and Japan in the three key social programs of Public Health, Education, and Welfare. These are concrete examples of the gaps which the United States and Japan have undertaken to close.

In Section I, Okinawa is considerably behind Japan in Public Health personnel and facilities. There is no magic way to close this gap rapidly since it takes time to educate and train the professional and other supporting technical personnel required. However, we have started a medical

intern and resident physician training program at the new Okinawa Central Hospital to provide additional doctors. The Civil Administration has a contract with the University of Hawaii to provide the professional staff to supervise this program.

The Japanese Government is also providing assistance in the Public Health area by supplying doctors and dentists to the Ryukyus, and is helping us obtain interns from the medical schools in Japan. Japan is also planning to assist in the establishment of a medical school at the University of the Ryukyus. However, this will be a long-term venture since a premedical capability must first be established.

In Section II, the Education Program, the Ryukyus are substantially behind Japan in every respect. For example, per capita school expenditures in the Ryukyus amount to 46 per cent of those in Japan for the elementary schools, 62 per cent for the junior high schools, and 67 per cent for the senior high schools. School building area per pupil in the Ryukyus ranges from 51 per cent to 66 per cent of that in Japan.

In Section III, you will note that the social insurance program in Japan is completely in operation. In the Ryukyus, the two major social security programs of Workmen's Annuity and the Old Age and Survivor's Insurance are not scheduled to be completely operational until the early 1970s.

Gentlemen, these comparisons show just how far we have yet to go in the Ryukyus. These gaps cannot be closed in one or two years, but will require continuing efforts by the United States and Japan. Our Long

Range Plan recognizes that we have to work against several limiting factors in achieving our goals. For example, only a reasonably executable portion of the total school construction required can be programmed in each year. Also, as I mentioned before, we cannot provide doctors, dentists, nurses, and other medical personnel overnight.

The question has been asked before if we are not trying to keep up with or stay ahead of Japan in the aid business. The answer to that is "No." Our policy is to accept useful and usable aid from Japan as long as it does not interfere with the United States administration or the operation of the military base. Table II appended to my statement shows that the Japanese aid program will, in fact, exceed the U. S. contribution in FY 1968. I recommend its insertion in the record.

Mr. Chairman, I believe the Committee should know that the Okinawans are very appreciative of the cooperative efforts of the United States and Japan in attempting to achieve for them the levels of health, education, and welfare benefits that exist in comparable areas of Japan. Health, education, and welfare are the key social programs that directly affect all of the local inhabitants, and thus, of course, affect the attitudes of the local inhabitants toward the continued presence of the United States in the islands more than 21 years after the cessation of hostilities.

The Okinawans look forward to the increased United States assistance which the administration will request in FY 1967 and FY 1968, if and when

the Price Act authorization is raised. Accordingly, the administration requests your favorable action on the Bill H. R. 4903 in order that the United States can meet its economic and social welfare objectives for the people of the Ryukyus.

KEY HISTORICAL FACTS LEADING
TO PROPOSAL (H.R. 4903) TO INCREASE
PRICE ACT AUTHORIZATION

Prior to World War II, the Ryukyu Islands constituted one of 47 prefectures of Japan, the Okinawa prefecture. After the war, the U. S. alone occupied the islands as a territory separate and distinct from Japan. The occupation of Japan proper was nominally under authority of the allied powers.

In 1952, the Treaty of Peace with Japan provided for the administrative separation of the Ryukyus, and in Article 3 stated that "the U. S. will have the right to exercise all and any powers of administration, legislation, and jurisdiction over the territory and inhabitants of these islands." Since then, the U. S. has remained in the islands as the sole administrative authority, and has built its vital military support base which, as stated by the President in 1962, . . . "helps us assure our allies in the great arc from Japan throughout Southeast Asia not only of our willingness but also our ability to come to their assistance in case of need."

In the peace treaty, Japan did not renounce all right, title and claim to the Ryukyus, as she did to Korea and Formosa. Since 1951, the U. S. has recognized that Japan has "residual sovereignty" over the islands, a term first used by former Secretary of State Dulles in describing the relationship of the islands to Japan. As a result of the recommendations of the aforementioned interdepartmental Task Force, President Kennedy stated in pertinent part that:

"The report of the Task Force examines in detail the problem of reconciling the military imperative for continued United States administration with the desires of the Ryukyuan people to assert their identity as Japanese, to obtain the economic and social welfare benefits available in Japan, and to have a greater voice in the management of their own affairs. The report has also considered in the same context the desire of the Japanese people to maintain close contact with their countrymen in the Ryukyus.

"I recognize the Ryukyus to be a part of the Japanese homeland and look forward to the day when the security interests of the free world will permit their restoration to full Japanese sovereignty. In the meantime we face a situation which must be met in a spirit of forbearance and mutual understanding by all concerned. I have directed that a number of specific actions be taken to give expression to this spirit by the United States, to discharge more effectively our responsibilities toward the people of the Ryukyus, and to minimize the stresses that will accompany the anticipated eventual restoration of the Ryukyu Islands to Japanese administration. These actions consist of . . . "and I quote the two pertinent ones . . .

(1) "preparing for submission to the Congress plans for the support of new programs in the Ryukyus to raise the levels of compensation for Ryukyuan employees of the U. S. Forces and the Government of the Ryukyu Islands, and the levels of public health, educational

and welfare services so that over a period of years they reach those obtained in comparable areas in Japan . . . .

(2) "Entering into discussions with the Government of Japan with a view to working out precise arrangements to implement a cooperative relationship between the United States and Japan in providing assistance to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development, as discussed between Prime Minister Ikeda and myself during his visit to Washington last year . . ."

It was at this point that the President in 1962 requested the Congress to raise the Price Act authorization. The Congress has appropriated the full $12 million approved in 1962 for the past three years, FY 1965 through FY 1967.

Continuing with the historical background, on the 12th and 13th of January 1965, President Johnson and Prime Minister Sato met in Washington to exchange views. The communique issued after the meetings stated in part:

"The President and the Prime Minister recognized the importance of United States military installations on the Ryukyu and Bonin Islands for the security of the Far East. The Prime Minister expressed the desire that, as soon as feasible, the administrative control over these islands will be restored to Japan and also a deep interest in the expansion of the autonomy

of the inhabitants of the Ryukyus and in further promoting their welfare. Appreciating the desire of the Government and people of Japan for the restoration of administration to Japan, the President stated that he looks forward to the day when the security interest of the Free World in the Far East will permit the realization of that desire. They confirmed that the United States and Japan should continue substantial economic assistance to the Ryukyu Islands in order to advance further the welfare and well-being of the inhabitants of these islands. They expressed their satisfaction with the smooth operation of the cooperative arrangements between the United States and Japan concerning assistance to the Ryukyu Islands. They agreed in principle to broaden the functions of the existing Japan - United States Consultative Committee so as to enable the committee to conduct consultations not only on economic assistance to the Ryukyu Islands but also on other matters on which the two countries can cooperate in continuing to promote the well-being of the inhabitants of the islands."

Over the past several years, additional authority and powers have been granted to the local government. With this growth in autonomy the local government has become more effective and responsible. A signal step forward on the road to increased autonomy occurred on the 20th of December 1965, when the President signed Executive Order 11263. Now the Ryukyuan chief executive shall be elected by a majority of the

Ryukyuan legislative body. This replaced nomination by the legislature and appointment by the high commissioner.

Another important recent accomplishment has been the joint development by the Government of the Ryukyu Islands and the U. S. Civil Administration of a formal long range planning system and a long range plan. This was done to insure that long range goals and objectives were identified and relative priorities were established between programs to provide the optimum application of available resources. The first phase of the plan was completed on 18 March 1965. Since then the Ryukyuan government and the U. S. Civil Administration have continued to identify those program elements that needed acceleration to achieve the U. S. goals for the Ryukyus and meet the reasonable desires of the inhabitants. The goals of the long range plan are derived from the U. S. policy set forth in the Price Act and in Executive Order 10713, and from the goals stated in the White House statement of 19 March 1962. Those goals are to insure that:

1. "The public sector contributes all it can to optimum economic development and promotes cultural advancement; and

2. "The levels of public health, educational, and welfare services advance toward levels obtained in comparable areas of Japan and reach them, to the extent possible, by the end of FY 71."

Analyses of the education, social welfare, and public health programs were completed in the summer of 1965 in time to revise the long range plan for use in the simultaneous preparation of the proposed U. S. and Japanese governments' aid programs for FY 67 (JFY 66), and FY 68 (JFY 67).

Annually we have the difficult but most interesting problem of developing programs and budgets that will be acceptable to three separate governments. We attempt to insure that the total annual program for the Ryukyus is consistent with the goals of the long range plan. The Ryukyus lag behind comparable areas of Japan in such important programs as public health, education, and social welfare.

In view of the foregoing, we proposed that beginning in FY 1967, that the U. S. and Japan provide more needed financial assistance to the local Government of the Ryukyu Islands, particularly for education, public health, and welfare services. Since then, two significant actions have occurred.

The first action was on 20 September 1965, at a meeting of the U. S. - Japan Consultative Committee in Tokyo when the Japanese government was invited to assist in raising the levels of public health, education, and welfare to those prevailing in comparable areas of Japan by the end of FY 1971, and to continue to contribute to the economic development of the islands. The Japanese Government responded enthusiastically by providing $16.1 million for FY 1967 (JFY 66), and has budgeted $25.8 million in FY 1968 (JFY 67). In addition Japan has budgeted $3.9 million in the

two years to assist in rehabilitation of those islands that suffered extensively from typhoon damages in Sep 66.

The second is the introduction of the bill before you to raise the authorization for U. S. aid at the request of the executive branch in order that the U. S. contribution can be increased to be commensurate with the situation today.

The funds that are released by the increased U. S. and Japanese funding will be utilized by the Government of the Ryukyu Islands for a number of important activities. These include, among others, meeting the increased costs for operation and maintenance of the expanding school system, and for the government's increased contributions to the expanded social insurance program; financing additional much-needed economic and public works projects; and increasing its financial assistance to the municipal governments. Also, the released funds will assist the Government of the Ryukyu Islands in meeting the costs of central government functions which it must finance while separated from Japan, without neglecting other important activities.

TABLE I
PROPOSED U. S./JAPAN AID PROGRAM BUDGETS
FISCAL YEAR 1968 (JFY 1967)
(In Thousands)

U.S. Sub-proj	Budget Activity Item	FY 1967					FY 1968				
		U.S. ARIA			Japan	Total External Aid	U.S. ARIA			Japan	Total External Aid
		Under Current Auth	Increase Under Proposed Auth	Total Proposed			Under Current Auth	Increase Under Proposed Auth	Total Proposed		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
TOTAL PROGRAM		$12,000	$5,310	$17,310	$16,114a/	$33,424	$12,000	$7,500	$19,500	$25,839b/	$45,339
8731	Reimbursement for Government Services	1,200	-	1,200	-	1,200	1,200	-	1,200	-	1,200
	1. Public Safety	800	-	800	-	800	800	-	800	-	800
	2. Public Health and Sanitation	400	-	400	-	400	400	-	400	-	400
8732	Contribution to Government Projects										
	1. Education	4,195	4,175	8,370	7,726	16,096	4,100	6,100	10,200	11,124	21,324
	a. Teachers' Compensation	1,000	4,000	5,000	5,288	10,288	1,000	5,600	6,600	8,219	14,819
	b. Construction	1,800	-	1,800	1,265	3,065	1,800	200	2,000	1,346	3,346
	c. Equipment and Supplies	1,035	-	1,035	1,060	2,095	1,160	-	1,160	1,176	2,336
	d. University of Ryukyus	325	175	500	23	523	55	300	355	48	403
	e. Other	35	-	35	90	125	85	-	85	335	420
	2. Social Welfare	560	-	560	1,162	1,722	883	-	883	2,932	3,815
	a. Capital-GRI Retirement	395	-	395	389	784	618	-	618	556	1,174
	b. Capital-Medical Insurance	165	-	165	167	332	265	-	265	250	515
	c. Daily Life Security	-	-	-	285	285	-	-	-	1,253	1,253
	d. Old Age Welfare Pension	-	-	-	-	-	-	-	-	466	466
	e. Other	-	-	-	321	321	-	-	-	407	407
	3. Public Health and Medical	950	-	950	1,590	2,540	595	-	595	1,707	2,302
	a. Disease Control	450	-	450	60	510	450	-	450	72	522
	b. Health and Med Fac & Equip	500	-	500	626	1,126	145	-	145	408	553
	c. Treatment of Patients	-	-	-	904	904	-	-	-	1,227	1,227
	4. Public Safety	50	-	50	-	50	60	-	60	282	342
	a. Public Safety Fac & Equip	50	-	50	-	50	60	-	60	-	60
	b. Judicial Building	-	-	-	-	-	-	-	-	278	278
	c. Emigration Promotion	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4

a/ Excludes disaster rehabilitation of $1.0 million.

b/ Excludes disaster rehabilitation of $2.9 million.

21 February 1967

TABLE I (Continued)
PROPOSED U.S./JAPAN AID PROGRAM BUDGETS
FISCAL YEAR 1968 (JFY 1967)
(IN Thousands)

U.S. Sub-proj	Budget Activity Item	FY 1967					FY 1968				
		U.S. ARIA			Japan	Total External Aid	U.S. ARIA			Japan	Total External Aid
		Under Current Auth	Increase Under Proposed Auth	Total Proposed			Under Current Auth	Increase Under Proposed Auth	Total Proposed		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	5. Public Works	2,865	935	3,800	1,840	5,640	2,850	1,200	4,050	3,890	7,940
	a. Roads and Bridges (Non-Farm)	450	550	1,000	205	1,205	1,200	450	1,650	450	2,100
	b. Piers and Harbors	275	75	350	195	545	-	-	-	503	503
	c. Seawalls	100	100	200	-	200	-	-	-	-	-
	d. Municipal Housing	320	-	320	251	571	200	100	300	262	562
	e. Airfield Improvement	400	-	400	-	400	250	150	400	-	400
	f. Sewer System	1,220	210	1,430	-	1,430	1,200	400	1,600	-	1,600
	g. Rural Electrification	100	-	100	102	202	-	100	100	102	202
	h. T.V. for Sakishima Islands	-	-	-	604	604	-	-	-	1,382	1,382
	i. Telephone Circuits, Sakishima Is.	-	-	-	28	28	-	-	-	354	354
	j. Weather Facilities & Equip.	-	-	-	227	227	-	-	-	506	506
	k. Other	-	-	-	228	228	-	-	-	331	331
	6. Economic Development	100	200	300	2,994	3,294	75	200	275	4,910	5,185
	a. Agricultural Land Development	100	200	300	250	550	75	200	275	385	660
	b. Farm Roads and Farm Walls	-	-	-	571	571	-	-	-	577	577
	c. Capital for CBC	-	-	-	1,139	1,139	-	-	-	1,139	1,139
	d. People's Finance Corporation	-	-	-	250	250	-	-	-	250	250
	e. Sugar Industry Promotion	-	-	-	-	-	-	-	-	833	833
	f. Trust Fund Bureau Fund	-	-	-	-	-	-	-	-	833	833
	g. Fishing Ports	-	-	-	206	206	-	-	-	250	250
	h. Other	-	-	-	578	578	-	-	-	643	643
8733	Transportation of Commodities	5	-	5	-	5	5	-	5	-	5
8734	Technical Education and Training	1,074	-	1,074	350	1,424	1,302	-	1,302	482	1,784
8735	Technical Cooperation	1,001	-	1,001	452	1,453	930	-	930	512	1,442
	GRAND TOTAL	$12,000	$5,310	$17,310	$16,114a/	$33,424	$12,000	$7,500	$19,500	$25,839b/	$45,339

a/ Excludes disaster rehabilitation of $1.0 million.

b/ Excludes disaster rehabilitation of $2.9 million.

21 February 1967

CFP: Standard of Living: Ryukyus Versus Japan

Past History: Before World War II, Okinawa was the poorest prefecture of Japan. Per capita income of Okinawa averaged about $25 per year during the 1934 - 1936 years; whereas in mainland Japan, annual per capita income averaged about $60 during the same period. However, despite the poor economic state of prewar Okinawa, the GOJ central government provided hospitals and welfare facilities which were adequate for that time and comparable to those in other prefectures in Japan.

Current Plans: Currently (1963) Okinawa still ranks with the poorer prefectures of Japan as indicated in the Table A attached.

Sections I, II and III compare the per capita national income, disposable income and consumption expenditures in the Ryukyus with the average in all Japan, with Tokyo, and with eleven prefectures that are physically closest to Okinawa. FY 1963 is the latest year available and was obtained from GOJ. As you can see, the Ryukyus rank ahead of Kagoshima in national income and behind the other eleven prefectures.

Section IV of the table compares the Ryukyus with the Japanese national average for which we do have statistics through FY 1966.

Section V compares FY 1965 price levels against the Tokyo consumer price index which is 100. We have the figures for the 12 prefectures in this case. In FY 65, prices in the Ryukyus were slightly higher than in Japan.

Concerning the three program areas of public health, education, and welfare, with which the Governments of the U.S., Japan and the Ryukyu Islands are concerned about the serious gaps between the Ryukyus and Japan, Table B, attached hereto, has certain key indicators which illustrate the differences.

Future Plans: As pointed out in the opening statement, one of the primary goals of the Long Range Plan is to raise the levels of public health, educational and welfare services by FY 1971 to levels obtained in comparable areas of Japan.

TABLE A
COMPARISON OF INCOME AND COST OF LIVING
RYUKYUS AND JAPANESE PREFECTURES
(In Dollars)

	I. National Income, Per Capita a/			II. Disposable Income, Per Capita b/			III. Consumption Expenditures, Per Capita c/		
	FY 61	FY 62	FY 63	FY 61	FY 62	FY 63	FY 61	FY 62	FY 63
All Japan									
Old series	357	419	460	289	337	377	229	263	299
New series d/	387	454	503	317	369	417	261	301	344
1. Tokyo	697	802	893	512	596	688	366	425	488
2. Tokushima	284	323	361	275	310	346	200	225	253
3. Kagawa	331	384	436	311	363	410	196	232	285
4. Ehime	308	354	397	285	328	372	209	242	284
5. Kochi	295	338	378	285	330	366	192	232	292
6. Fukuoka	393	451	488	340	396	446	241	273	329
7. Saga	266	306	351	258	301	350	203	234	265
8. Nagasaki	272	303	338	254	294	336	189	213	242
9. Kumamoto	248	292	353	239	283	336	176	196	221
10. Oita	259	301	349	249	284	337	183	220	266
11. Miyazaki	244	275	333	237	264	309	187	204	244
12. Kagoshima	203	240	285	201	234	286	173	193	229
Ryukyu Islands	237	261	299	236	255	285	172	194	215

a/ Aggregate earnings of all factors of production.
b/ Disposable income is personal income less taxes.
c/ Consumption expenditures are disposable income less savings.
d/ All Japan data revised April 1966 in conformance with International Monetary Fund standards and revised 1960 population census data. Similar revisions will be undertaken for individual prefectures and Ryukyu Islands.

COMPARISON WITH JAPAN (Continued)

	IV. Comparison of Income (Ryukyu Islands with Japanese Averages)						V. Comparison of Consumer Price Levels (Tokyo = 100.0)	
	FY 61	FY 62	FY 63	FY 64	FY 65	FY 66		FY 65
National Income, Per Capita a/								
All Japan							All Japan	95.1
Old series	357	419	460	528	587	-	1. Tokyo	100.0
New series d/	387	454	503	577	646	709	2. Tokushima	98.1
Ryukyu Islands	237	261	299	322	364	426	3. Kagawa	97.5
							4. Ehime	96.4
Disposable Income, Per Capita b/							5. Kochi	97.2
All Japan							6. Fukuoka	98.4
Old series	289	337	477	431	488	-	7. Saga	96.2
New series d/	317	369	417	478	540	602	8. Nagasaki	97.5
Ryukyu Islands	236	255	285	304	344	402	9. Oita	95.0
							10. Kumamoto	97.0
Consumption Expenditures, Per Capita c/							11. Miyazaki	93.1
All Japan							12. Kagoshima	96.1
Old series	229	263	299	342	384	-		
New series d/	261	301	344	407	444	496	Naha, Okinawa	100.9
Ryukyu Islands	172	194	215	237	261	296		

a/ Aggregate earnings of all factors of production. b/ Disposable income is personal income less taxes.
c/ Consumption expenditures are disposable income less savings. d/ All Japan data revised April 1966 in conformance with International Monetary Fund standards and revised 1960 population census data. Similar revisions will be undertaken for individual prefectures and Ryukyu Islands.

TABLE B. COMPARATIVE DATA ON HEALTH, EDUCATION, AND WELFARE FOR THE RYUKYU ISLANDS AND JAPAN

	Ryukyus FY 1966	All Japan JFY 1965
I. Public Health		
Doctors:		
Number	374	109,369
Population Served Per Doctor	2,498	899
Dentists:		
Number	109	35,558
Population Served Per Dentist	8,570	2,764
Nurses (Clinical and Public Health):		
Number	1,003	220,000 a/
Population Served Per Nurse	931	447 a/
Hospital Beds: b/		
Total Beds	3,812	873,652
Number Per 100,000 Population	408	889
TB Beds	1,087	220,757
Number Per 100,000 Population	116	225
NP Beds	491	172,900
Number Per 100,000 Population	53	176
Birth Rate Per 1,000 Population:	20.1	18.5
Life Expectancy (Years):		
Male	68.0 (1960)	67.2 (1963)
Female	74.7 "	72.3 "
Death Rate Per 1,000 Population:	5.2	7.1

a/ Estimated
b/ Includes government and private hospitals. In Ryukyus, only hospitals with 30 or more beds are considered; in Japan, hospitals with 20 or more beds are counted.

TABLE B. COMPARATIVE DATA ON HEALTH, EDUCATION, AND WELFARE FOR THE RYUKYU ISLANDS AND JAPAN (Continued)

	Ryukyus FY 1966	All Japan JFY 1965
II. Education		
1. Per Capita School Expenditures		
Kindergarten	$ 25.39	$ 73.15
Elementary School	52.93	116.67
Junior High School	74.50	119.49
Special School	764.79	856.53
Senior High School (Day)	117.84	176.67
Senior High School (Night)	75.83	161.60
2. Pupils Per Classroom		
Elementary	40.1	34.4
Junior High School	44.6	39.7
Senior High School (Day)	45.7	-
Senior High School (Night)	41.8	-

3. School Building Area Per Pupil (Excluding gymnasium and auditorium)

	Ryukyu Islands FY 1965	Ryukyu Islands FY 1966	JFY 1965
Primary School	2.40 m^2	2.48 m^2	4.89 m^2
Junior High School	2.43	2.61	4.76
Senior High School	3.43	3.38	5.10

TABLE B. COMPARATIVE DATA ON HEALTH, EDUCATION, AND WELFARE FOR THE RYUKYU ISLANDS AND JAPAN (Continued)

	Ryukyus FY 1966	All Japan JFY 1965
III. Welfare Programs		
1. Social Insurance		
a. Public Service Personnel Retirement Annuity	In Operation	In Operation
b. Medical Insurance Program	"	"
c. Unemployment Insurance	"	"
d. Workmen's Accident Compensation Insurance	"	"
e. Workmen's Annuity	FY 1969/1970	"
f. Old Age and Survivors (National Pension)	FY 1970/1971	"
g. GRI Employees' Mutual Aid Association	FY 1971	"
2. Public Assistance (Daily Life Security)		
Total (Per family per month) a/	$32.60	$45.42
Livelihood (Food & Clothing)	30.39	41.90
Housing	1.70	2.67
Educational	0.51	0.85

a/ Payments to Ryukyuan and Japanese households of similar economic status residing in towns and villages. Amount based on a typical four-member rural household receiving assistance. Excludes surplus agricultural commodities (Public Law 489, Title III Program).

TABLE II

U. S. AND JAPANESE AID APPROPRIATIONS
FY 1963 THROUGH FY 1968
(In Millions of Dollars)

FISCAL YEAR	U. S.	JAPAN
1963	$ 6.9	$ 2.8
1964	7.9	5.0
1965	12.0	5.2
1966	12.0	8.0
1967	17.3 (Proposed)	16.1 a/
1968	19.5 (Proposed)	25.8 b/

a/ Excludes disaster rehabilitation of $1.0 million.

b/ Excludes disaster rehabilitation of $2.9 million.

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　総参号(T A) 523

主管

68 年 7月 14日 14時 40分　ワシントン　発
68 年 7月 15日 03時 55分　本省　着　米北

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

下院予算委員会対外活動小委員会におけるスナイダー日本部長の証言等

第2148号　平　大至急

1．13日下院予算委員会は3月25日開催された同委員会対外活動小委員会（SUBCOMMITTEE ON FOREIGN OPERATIONS AND DELATED AGENCIES）における対オキナワ経済援助に関するちょう聞会（秘密会）の11ページからなる記録を発表した。右ちょう聞会には、シニナ陸軍次官補、アンガー高等弁務官、スナイダー日本部長等が証言している。ちょう聞会の大部分はオキナワの経済、教いく、労働、厚生情勢等について言及しているが、施政権返かん問題、安保条約、基地問題等についての証言者の発言は次の通り。（記録空送する）

（1）施政権返かん

（イ）アンガー高等弁務官

（本件に関するオキナワ住民の考えいかんとのパスマン議長の問に対し）オキナワにおける最大の問題は返かんである。住民の大部分（GREAT MAJORITY）は返かんを希望している。

（基地の現状について。後記ス部長の発言について）施政権は日本へ返かんするが、米国の基地は保持されるという状況を将来（前途）したいし、またそれが可能だと思う。

（ロ）スナイダー部長

（アンガー高等弁務官が議長の質問に答えオキナワの地理的重要性を説明したのに対し、同議長が更に、オキナワの重要性が認められているにもかかわらず、何故返かんについて考慮しなければならないのか、現時点では返かんの時期は未定ということか、と質問したところ、）

サトウ総理が訪米された時には、ジョンソン大統領はオキナワ諸島の返かんについては何のコミットもしていない（MADE NO COMMITMENT ON THE REVERSION OF THE RYUKYUS。）

ジョンソン大統領はオキナワの地位について共同で検討する（KEEP THE STATUS OF THE RYUKYUS UNDER JOINT REVIEW）ことについては約束をしたが、財政については何の直接的コミットメントはしていない。

返かん問題については、目下検討されている施政権の返かんの問題と基地の返かんの問題（これは考慮されていない）とを区別することが重要だと思う。1952年以来各大統領はゆくゆくは（EVENTUALLY）オキナワを

— 2 —

外務省

（大臣官房 総務課長 次官 外務参事官）
（儀典長 人事課長 会計課長 官房長 文化交流課長 軍縮室長 給与課長）
（総領事 移住課長 領事移住部長 旅券課長 参事官）
（国際連合局長 経済局長 条約局長 参事官）
（北米局長 中南米局長 中近東アフリカ局長 参事官）
（欧亜局長 西欧課長 東欧課長 参事官）
（近東アフリカ局長 参事官）
（経済協力局長 経済協力政策課長 経済協力第一課長 経済協力第二課長 賠償部長 技術協力課長 賠償課長 参事官）
（条約局長 条約課長 参事官）
（国際連合局長 国連政治課長 国連社会課長 専門調査員）
（情報文化局長 情報課長 対外文化事業課長 参事官）
（文化交流課長 文化第一課長 文化第二課長）

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

る。住民の大部分（GREAT MAJORITY）は返かんを希望している。

（基地の現状について。後記ス部長の発言について）施政権は日本へ返かんするが、米国の基地は保持されるという状況を将来（前途）したいし、またそれが可能だと思う。

（ロ）スナイダー部長

（アンガー高等弁務官が議長の質問に答えオキナワの地理的重要性を説明したのに対し、同議長が更に、オキナワの重要性が認められているにもかかわらず、何故返かんについて考慮しなければならないのか、現時点では返かんの時期は未定ということか、と質問したところ、）

サトウ総理が訪米された時には、ジョンソン大統領はオキナワ諸島の返かんについては何のコミットもしていない（MADE NO COMMITMENT ON THE REVERSION OF THE RYUKYUS。）

ジョンソン大統領はオキナワの地位について共同で検討する（KEEP THE STATUS OF THE RYUKYUS UNDER JOINT REVIEW）ことについては約束をしたが、財政については何の直接的コミットメントはしていない。

返かん問題については、目下検討されている施政権の返かんの問題と基地の返かんの問題（これは考慮されていない）とを区別することが重要だと思う。1952年以来各大統領はゆくゆくは（EVENTUALLY）オキナワを

— 2 —

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

日本へ返かんする旨コミットしてきた。しかし、将来返かんが実現した場合でも、その基地はこれを保持したいというのが米国の基本的な政策であつた。2者の間には区別がつけられる点がある。

（施政権を返かんしたら、その次に来るものは米軍を追い出すことではないのかとの議長の問い対し）　それは考えない。

（2）安保条約

スナイダー部長

（コレハン議員の安保条約の見通しいかんとの問に対し）

日本国内において何がしかの議論がなされようが条約は70年以降も有効に継続し、日米の何れもこれを廃棄することはないと考えられる。現時点において、何れの当事国もこれを廃棄したり、あるいは修正を加えたりすることにつき何の意図も表明していない。

2。なお、向日下院予算委員会は5月22日開催の対外活動小委員会におけるラスク長官の証言をもあわせて発表したが、安保条約に関する同長官の発言次の通り。

「条約の更新（RENEWAL）は1970年の問題である。条約が更新されることが両国政府の期待するところと信ずるが、この問題は日本自身がその国益に照らして決定しなければならないものである。日本の態度がどのようなものかを知りたいと思っている。

日本が自国の安全のために、より多くの責任をとるべきであると考える。東南アジアにおける地域協力において日本が主導的役割を果していることをうれしく思う。」

極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写（T A）　主管

68年7月14日16時43分　ワシントン発
68年7月15日05時21分　本省着 米北

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

下院予算委員会（小委員会）におけるオキナワ援助ちよう問会

第2149号　極秘　大至急
往電第2148号に関し

本件下記予算委員会ちよう問会におけるスナイダー発言が日本の新聞記者の間で大きな関心をよんでいる模様であるが、14日スナイダー部長はヨシノに対し次の通り述べた。

1。本件ちよう問会における自分（「ス」）の発言については全体のコンテクストにおいて読んでほしい。各質問者は政府側関係者より出来るだけ多くの情報を得んとしていろいろと質問をしている次第であるが、本ちよう問会は記録によつても明らかな通り、シエナ陸軍次官代理がサトウ＝ジョンソン共同声明を読み上げることから始まつており、右声明を前提として質疑応答がなされている。

2。自分が、ジョンソン大統領は何のコミットメントもしていないと言つたのはオキナワ返かんの方針は決つていても、オキナワ返かんの具体的日付については何のコミットメントもなされていないとの意味であり、共同声明の内容とむじゆんするところはなく、自分としても共同声明以上

大臣 次官 官房長 / 儀典 人事 会計 / 総務 文化 厚生 / 領事 移民 旅券 / 領事 / 国会 参議院 / 国会 衆議院 / アジア 北東 中国 / 北米 参保 中南 / 欧亜 参英 西東 / 近東 参ア 近ア / 経済 次官 国際 米カナ 欧ア 参調 統ラ 国連 一般 近ア / 経済 賃金 / 協力 技術 賃金 経協 / 条約 参協 条規 / 国連 参軍縮 社会 政経 科学 / 情報 参内 広報 外交 / 文化 文化交流

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

のことを言つた積りは全然ない。

3、速記録がそのまま発表されたため自分たちの意図が誤解されることをけ念するが、前記自分の気持を日本政府へお伝え願いたい。また、在ワシントン日本人記者が自分の発言につき関心を寄せているということであれば、いつでもよろこんで本件ちよう問会についての説明するので、その旨伝えてほしい。

(3)

外務省

自民党沖特委配布資料用として作成したものです。
米北

アメリカ局長
参事官
北米課長

(在米大使館報告)

件名 米下院才出委対外活動小委員会における ~~国務省~~ スナイダー部長等の証言

43.7.15
米北

1. 5月13日下院才出委員会は、去る3月25日開催された同委員会対外活動小委員会における対沖縄経済援助に関する聴問会(秘密会)の114ページからなる記録を発表したところ、同聴問会~~における~~ではシエナ陸軍次官補、アンガー高等弁務官、スナイダー国務省日本部長等が証言している。同聴問会では大部分、沖縄の経済、教育、労働、厚生情勢等について言及され、このうち施政権返還~~問題~~、安保等級、基地問題等についての証言~~[illegible]~~要旨は次のとおり。

GA-6

2998 外務省

(ハ) 施政権返還問題

(イ) アンガー高等弁務官

(バスマン議長の沖縄住民の考え如何との問に対し)、沖縄における最大の問題は返還であり、住民の大部分は返還を希望している。(後記(ロ)のスナイダー部長の発言について) 施政権~~スナイダー部長~~は日本へ返還されるが、米軍基地は保持されるという状況を将来期待したいし、またそれが可能だと思う。

(ロ) スナイダー部長

(バ議長の、現時点では返還の時期は未定ということかとの質問に対し)、佐藤総理が訪米された時には、ジョンソン大統領は、沖縄諸島の返還について何もコミットもしていない。大統領は沖縄の地位について共同で検討することについては約束したが、財政については何の直接的コミットはしていない。

返還問題については、施政権の返還と基地の返還との問題を区別することが重要であり、1972年以降ニクソン大統領はゆくゆくは沖縄を返還する旨コミットしたが、将来返還実現の場合でも、基地を保持したいというのが米国の基本的な政策である。

(ハ) 安保条約

スナイダー部長

(コレハン議長の~~安保条約~~の見通し~~について~~何とも

GA-6 外務省

問に対し、安保条約は70年以降も有効に継続し、日米何れもこれを廃棄することはないと考える。現時点において何れの当事国も本条約の廃棄 ~~[illegible]~~ あるいは修正につき何の意図も表明していない。

2. 5月22日 下院 ~~予算~~ 委員会は 別途 5月22日開催された対外活動小委員会におけるラスク長官の証言を発表したところ、安保条約関係次のとおり。

条約の更新は70年の問題であり、更新が両国政府の期待するところと信ずるが、これは日本自身がその国益に照らし決定しなければならず、日本の態度を知りたい。

自分は、日本が自国の安全のために、より多く

の責任をとるべきであると考えており、東南アジアの地域協力において日本が主導的役割を果していることをうれしく思う。

3. スナイダー部長の吉野公使に対する談話

(1). 聴問会における自分の発言については全体の主張において読んでほしく、記録によっても明らかな通り、本聴問会はシェナ陸軍次官補が佐藤、ジョンソン共同声明を読み上げることから始まっており、右声明を前提として質疑応答がなされている。

(2). 自分が、ジョンソン大統領は何のコミットもしていないと述べたのは、沖縄返還の方針は決まっていても、その具体的日付について何のコミットもされていないとの意味であり、声明の内容と

矛盾するところはなく、共同声明以上のことを言った積りは全然ない。

3. 本件につき自分達の意図が誤解されることを懸念するが、上記の如き自分の気持を日本政府にお伝えするとともに、また在ワシントン日本人記者にも、要請があれば、説明することとしたい。

GA-6 外務省

（在米大使館報告）

件名　米下院才出委対外活動小委員会における
スナイダー部長等の証言

昭和43. 7.15
アメリカ局北米課

1. 7月13日下院才出委員会は、去る3月25日開催された同委員会対外活動小委員会における対沖縄経済援助に関する聴問会（秘密会）の117ページからなる記録を発表したところ、同聴問会ではシェナ陸軍次官補代理、アンガー高等弁務官、スナイダー国務省日本部長等が証言している。同聴問会では、大部分沖縄の経済、教育、労働、厚生情勢等について言及され、このうち施政権返還、安保条約、基地問題等についての証言要旨は次のとおり。

(1) 施政権返還問題

(イ) アンガー高等弁務官

（パスマン議長の沖縄住民の考えいかんとの問に対し）沖縄における最大の問題は返還であり、住民の大部分は返還を希望し

ている。（後記(ロ)のスナイダー部長の発言について）施政権は日本へ返還するが、米軍基地は保持されるという状況を将来期待したいし、またそれが可能だと思う。

(ロ) スナイダー部長

（パスマン議長の、現時点では返還の時期は未定ということかとの質問に対し）佐藤総理が訪米されたときには、ジョンソン大統領は、沖縄諸島の返還についてなんのコミットもしていない。大統領は沖縄の地位について共同で検討することについては約束したが、財政についてはなんの直接的コミットはしていない。

返還問題については、施政権の返還と基地の返還との問題を区別することが重要であり、1952年以来歴代大統領はゆくゆくは沖縄を返還する旨コミットしてきたが、将来返還実現の場合でも、基地を保持したいというのが米国の基本的な政策である。

(2) 安保条約

スナイダー部長

（コレハン議員の安保条約の見通しいかんとの質問に対し）安保条約は70年以降も有効に継続し、日米いずれもこれを廃棄することはないと考える。現時点においていずれの当事国も本条約の廃棄、あるいは修正につきなんの意図も表明していない。

2. 5月22日下院才出委員会は、別途5月22日開催された対外活動小委員会におけるラスク国務長官の証言を発表したところ、安保条約関係次のとおり。

条約の更新は70年の問題であり、更新が両国政府の期待するところと信ずるが、これは日本自身がその国益に照らし決定しなければならず、日本の態度を知りたい。

自分は、日本が自国の安全のために、より多くの責任をとるべきであると考えており、東南アジアの地域協力において日本が主導的役割りを果していることをうれしく思う。

3. スナイダー部長の吉野公使に対する談話

(1) 聴問会における自分の発言については、全体の主張において読んでほしく、記録によつても明らかなとおり、本聴問会はシェナ陸軍次官補代理が、佐藤・ジョンソン共同声明を読み上げることから始まつており、上記声明を前提として質疑応答がなされている。

(2) 自分が、ジョンソン大統領はなんのコミットもしていないと述べたのは、沖縄返還の方針は決まつていても、その具体的日付についてのなんのコミットもされていないとの意味であり、声明の内容と矛盾するところはなく、共同声明以上のことをいつたつもりは全然ない。

(3) 本件につき自分達の意図が誤解されることを懸念するが、上記のごとき自分の気持を日本政府にお伝えありたく、また在ワシントン日本人記者にも要請があれば、説明することといたしたい。

PASSMAN SUB/COMMITTEE TESTIMONY
(Text of Pertinent Statements)
March 25, 1968

1. Text of pertinent paras Siena opening statement:

(1) Last November President Johnson and the Prime Minister of Japan met here to discuss a number of mutual problems including the status of the Ryukyus. In the Joint Communique which was issued at the close of their meetings, Prime Minister Sato emphasized the strong desire of the government and the pople of Japan for return of administrative rights of the Ryukyus to Japan. The President in turn expressed his full understanding of this desire. The Communique then noted that -- 'at the same time, the President and the Prime Minister recognized that the United States military bases on these islands continue to play a vital role in assuring the security of Japan and other free nations in the Far East.'

(2) The value of our bases on Okinawa to our national strategy in the Far East, and the military flexibility afforded by the present arrangement in Okinawa, has often been attested to before this subcommittee and is, I am sure, well known to each of you. Okinawa has been a major backstop in support of our effort in Vietnam. During last fall's meetings between the President and the Prime Minister it was agreed to keep the status of the Ryukyus under joint and continuous review. But no change was made in the present administrative arrangement and therefore there is no justification

for

for any ~~diminution~~ diminution of our efforts in discharge of our responsibilities there.

(3) Our exercise of administrative authority in the Ryukyus derives from Article 3 of the Treaty of Peace with Japan, which provides that pending other disposition--'the United States will have the right to exercise all and any powers of administration, legislation, and jurisdiction over the territory and inhabitants of these islands.'

(4) This Article establishes a broad grant of authority. And with that authority comes responsibility.

(5) In recognition of the responsibility which is a concomitant of our administrative rights the Congress has stated in Public Law 86-629, That--'every effort shall be made to improve the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and to promote their economic and cultural advancement, during such time as the United States continues to retain authority over the Ryukyu Islands.

(6) During the 23 years of our administration of the Ryukyu Islands, United States- Ryukyuan relationships have been marked by amity and forbearance. But we recognize that foreign rule, no matter how enlightened, does not develop widespread popular support. There is a rising impatience on the part of the people of the Ryukyus and Japan for the reversion of the Ryukyus to Japan. Under

these

these circumstances, and so long as it is necessary for us to continue to administer the islands, our best interests are served by policies which advance the welfare and aspirations of the Ryukyuan people.

2. Text of exchange on reversion:

Mr. Passman. For that reason, why do we give any type of consideration to this reversion proposition? Why don't we just deal frankly with those people? The people in Japan know very well that our control of the Ryukyus is just as much for their protection, or more so, than it is for the United States, and the Ryukyuans, if they are smart enough to talk us out of the amount of money you are asking for this year--and evidently they had something to do with it or you wouldn't have this request--Then they are smart enough to know what our presence there means to them.

General Unger. Mr. Chairman, reversion is coming someday.

Mr. Passman. Certainly it is.

General Unger. Someday. We started out in 1953--

Mr. Passman: It is not in the picture at this time, is it?

General Unger. I will defer to my State Department colleague to respond to that one.

Mr. Passman. All right. Let's get an answer right now.

Mr. Sneider.

Mr. Sneider. Mr. Chairman, as you know, when Prime Minister Sato was here, the President made no commitment on the reversion of the Ryukyus.

Mr. Passman. But he did make a commitment on some more money, didn't he?

Mr. Sneider. He did make a commitment to keep the status of the Ryukyus under joint review. He made no direct commitment on money, but he did--

Mr. Passman. Then what is the basis for this anticipated supplemental estimate?

Mr. Sneider. The supplemental is basically-- I think I should let General Unger speak to this.

Mr. Siena. The increase in the authorization was passed by the Congress before the visit of Prime Minister Sato.

Mr. Passman. The increased authorization gave the two of them something to talk about while he was here.

General Unger. Mr. Chairman, could I--

Mr. Passman. We have literally hundreds of projects in this country with wonderful justifications and we can't even get them funded.

Mr. Sneider. May I finish, Mr. Chairman?

Mr. Passman. Yes.

Mr. Sneider.

Mr. Sneider. On the question of reversion, I think it is important to differentiate between return of the administrative rights of the Island to Japan, which is contemplated, and the return of the base structure which is not contemplated. There has been a commitment made by every President since 1952 that we would eventually return the islands. It has also been our basic policy that if we did return the islands at some time in the future we would want to retain the bases there. There is a differentiation to be made between the two points.

Mr. Passman. If you give them administrative rights, what would be the second step? They have already indicated in the press, 'get out of here; We don't want your B-52's or anything else dealing with the military.' What would be the next step if you gave Japan administrative rights. To get us out altogether?

Mr. Sneider. I would not think so.

Mr. Passman. Aren't they asking us to get out now, even when we have control?

They are saying, 'Get out. Get off', Aren't they?

Mr. Sneider. No, Sir.

Mr. Passman. Where does this stuff come from that is in the local papers?

General Unger. To elaborate on what my State Department colleague just stated, there is a difference between reversion of

<u>administrative</u>

administrative rights and retention of the base. We would like to see, and we can see in the future where this could come about: namely, that the administrative rights could be returned to Japan but the United States base could remain there.

（回覧番号　　）外務省電信案（分類　　）

機密表示（極秘・秘の朱印） 平文	符号表示 暗略 平	※総第 31487 号
	※第 37 号	※昭和 43 年 7 月 15 日 時 20 分発
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係 43 7 15 20 00

電信課長

（※印欄内は電信課記入）

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課（室）名 米北 起案 昭和43年7月15日 起案者 吉川　電話番号 445

協議先

15-112

~~大使~~　~~臨時代理大使~~

在 那覇 諮問委代表代理　あて 椎名　大臣代理 発

沖縄所長 ~~総領事~~ 代理　~~代理~~

電報 在　大使　臨時代理大使　あて

総領事　代理

件名 米下院才出委小委員会におけるスナイダー証言に関する官房長官発表

3月25日の米下院才出委小委員会における沖縄返還に関するスナイダー国務省日本部長の証言が本土紙に大々的に報ぜられ、貴地における反響もあわせ傳えられているところ、本件に関し、官房長官は15日正午の記者会見において下記のとおり発表を行なったので通報する。

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

写済

3月25日の米下院才出委員会対外活動分科委員会非公開聴聞会におけるスナイダー証言に関する官房長官応答要領

昭和43. 7.15
アメリカ局北米課

1. 去る3月の米下院才出委員会対外活動分科委員会非公開聴聞会において、米国務省のスナイダー日本部長が「ジョンソン大統領は昨年秋、佐藤総理と会談の際、沖縄返還についてなんらの約束もしていない」云々と証言した旨伝えられている。

2. 昨年の佐藤・ジョンソン会談において、沖縄返還について具体的な約束が行なわれていないことは事実であるが、他方「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に」沖縄の地位について、日米両国政府が継続的な検討を行なうことが合意されたことは、共同コミュニケにも明記されているとおりである。この合意は、日米両国政府間の最高レベルにおける合意であることを指摘しておきたい。

3. 今回のスナイダー部長の発言については、その前後に行なわれた発言と併せ読むと、佐藤・ジョンソン共同コミュニケを前提として行なわれていること、従つて、沖縄の施政権をわが国に返還するという前提で行なわれていることは明らかである。そしてより具体的には、議会筋に往々にしてみられる沖縄返還に関する誤解ないし疑念をときほぐし、返還実現に資するべき米政府の対国内説得努力のあらわれとしての面もあるかと思う。

4. さらに、当該才出委員会対外活動小委員会は3月25日に開かれたものであり、その後去る5月27日三木外務大臣とジョンソン駐日米国大使との間で行なわれた沖縄問題に関する継続協議の第1回会合において、三木大臣とジョンソン大使と施政権返還に関する佐藤・ジョンソン共同コミュニケの趣旨を確認したことは、会合後三木大臣が行なつた新聞発表においても明らかにされたとおりである。

5. なお、佐藤総理は、両3年内に沖縄返還の目途をつけるとの確信を繰り返えし表明してきたが、これは具体的約束を行なつたという趣旨ではなく、その意味からも、今回のスナイダー発言は、従来の日本政府の本問題に関する了解となんら矛盾するものではない。

しかしながら、両3年内に沖縄返還のメドをつけるという佐藤総理の~~発言~~確信は、総理と大統領との間の最高レベルの会談を通じてえられたものであり、今回のスナイダー発言によりいささかもゆるぐものではないと考える。

発表後なるも
条件のせいこうにより法制局に対する説明上このように訂正。
四三、七、十六

米国下院才出委員会対外活動
小委員会における証言
（沖縄関連部分発言仮訳）

昭和43. 7.16
アメリカ局北米課

1. シェナ陸軍次官代理の冒頭ステートメント
（関係部分）

(1) 昨年11月ジョンソン大統領と佐藤総理大臣は、ワシントンで会談し、沖縄の地位を含め多くの両国共通の問題について協議した。会談後発表された共同コミュニケにおいて、「佐藤総理大臣は、沖縄の施政権の日本への返還に対する日本政府及び日本国民の強い要望を強調した。」これに対し大統領は、この要望に対する十分な理解を表明した。それに続けて共同コミュニケは、「同時に、総理大臣と大統領は、これらの諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため、重要な役割りを果していることを認めた」と述べている。

(2) わが国の極東戦略に対する沖縄基地の価値及び沖縄における現在の体制（arrangement）によつて与えられている軍事的柔軟性については、しばしばこの小委員会において証言されており、委員各位におかれても十分認識しておられることと確信する。沖縄はヴィエトナムでのわれわれの努力支援のための主要な後衛（backstop）である。昨年秋の大統領と総理大臣との会談において、沖縄の地位に関して、共同かつ継続的検討をすることに合意をみた。しかし、現在の施政体制にはなんらの変更も加えられておらず、それ故、沖縄におけるわれわれの責務遂行を縮少すべきなんらの理由もない。

(3) 沖縄におけるわれわれの施政権行使は、日本との平和条約第3条に基づくものであり、同条は次のように規定している。すなわち、他の処置がとられるまでの間「合衆国は領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部

を行使する権利を有するものとする。」

(4) この条項によつて、広範な権限が付与され、この権限に伴つて責任が生ずる。

(5) われわれの施政権の付随物であるこの責任を認識し、議会は、公法86－629に「合衆国が沖縄に対して権限を保有している間、沖縄の住民の福祉と安寧の増進及び住民の経済的、文化的向上の促進のためにあらゆる努力がなされなければならない。」と規定した。

(6) 沖縄における23年にわたる施政の間の合衆国と沖縄住民との関係は、親睦と寛容によつて特色づけられている。しかし、われわれは、外国による支配はそれがいかに啓蒙されたものであろうと、広範な住民の支持をうるに至らぬものであることを承知している。沖縄住民及び日本国民の側には、沖縄の日本復帰を求めて焦燥感が高まりつつある。このような状況下で、しかもわれわれが沖縄の施政を継続する必要性がある限り、われわれの最大の利益は、沖縄住民の福祉と熱望とを増進

させるという政策によつてかなえられるのである。

2. 返還に関しての質疑応答

パスマン委員長　そうであれば、そもそも何故この返還提案に考慮を払う必要があるのか？何故われわれはそれらの人々に卒直な態度で対処しないのか。

日本の国民はわれわれが沖縄を支配しているのはアメリカと沖縄の防衛のためであると同様に、いやそれ以上に彼らの防衛のためであることを十分知つている筈だ。沖縄住民にしても、もし彼らが今年諸君が要求している金額をわれわれから支払わせるほど頭がいいなら一彼らがこの予算請求に関与していたことは間違いない。さもなくば、諸君がこの請求をする筈がないから一それなら彼らは沖縄における米国の存在が彼らにとつていかなる意義を持つかが判るだけの頭はあることになる。

アンガー高等弁務官　委員長、返還はいつかは行なわれるものである。

パスマン委員長　もちろんそうだ。

アンガー高等弁務官　いつかは。われわれは1953年に始めたのである。

パスマン委員長　現時点ではこのことは具体的な問題とはなつていないのではないか？

アンガー高等弁務官　この質問への答えは、私の国務省の同僚に譲りたいと考える。

パスマン委員長　よろしい、今すぐ答えを聞かせてくれ。

スナイダー部長　委員長、御存知のとおり、佐藤総理が当地を訪問したとき大統領は、沖縄の返還についてなんらの約束(commitment)もしなかつた。

パスマン委員長　しかし、大統領は援助増額について約束をしたのではないのか。

スナイダー部長　大統領は、沖縄の地位について共同で検討するという約束はした。大統領は、援助についてなんら直接的な約束はしなかつた。しかし。。。

パスマン委員長　しからば、今問題となつている追

加予算の見積の根拠はなにか？

スナイダー部長　追加予算の見積りは、基本的には。。。。この問題についてはアンガー高等弁務官に説明願うべきと考える。

シェナ陸軍次官代理　支出権限額の増額は佐藤総理の訪米の前に議会で議決されている。

パスマン委員長　支出権限額の増額が佐藤総理の当地訪問の際の両首脳間の議題を提供した。

アンガー高等弁務官　委員長、よろしければ私が。。。

パスマン委員長　われわれは国内にそれぞれ立派な理由をもつた文字どおり何百という計画があるのに、それに予算をつけることさえできない。

スナイダー部長　委員長、終りまでいわせていただけませんか？

パスマン委員長　どうぞ。

スナイダー部長　この返還問題について、私は目下考慮の対象となつている沖縄の施政権の日本への返還と、目下考慮の対象となつていない基地組織の返還とを区別することは重要である

と考える。1952年以来各大統領によつて、沖縄をいずれは返還するとの約束がなされてきている。それと同時に、従来からわれわれの基本的な方針は将来のいずれかの時点で、沖縄を返還するとしても、基地をそこに維持しておきたいということであつた。この2点は区別されるべきである。

パスマン委員長　もし彼らに施政権を返還したならば、次はどうなるか。彼らは新聞ですでに「出て行け、われわれはB－52や軍事に関係するものはなにも欲しくない」といつているではないか。もし、日本に施政権を返還したらば次にくるものはなにか。われわれを完全に追い出してしまうことか？

スナイダー部長　私はそうは考えない。

パスマン委員長　彼らはわれわれが施政権をもつているときにおいても、われわれに向つて今出て行け、といつているのではないか。彼らは「出て行け、入つてくるな」といつているのではないのか。

スナイダー部長　そうではない。

パスマン委員長　それならば現地紙に載つているこれらの論議はどうしてでてくるのか。

アンガー高等弁務官　スナイダー部長がただ今述べたことについて少し説明すると、施政権の返還と基地の維持には差異がある。将来についていいうることは、施政権は日本に返還しうるが、米軍基地はそこに維持しうるということである。

米国下院歳出委員会対外活動小委員会における証言（沖縄関連部分発言仮訳）

1. 三工ナ陸軍次官代理の冒頭ステートメント（関係部分）

~~関係部分テキスト~~

(1) ~~以下引用~~ 昨年11月ジョンソン大統領と佐藤フランドンで会談し、沖縄の地位を含め多くの両国共通の問題について協議した。

~~会談した。~~ 会談後発表された共同コミュニケにおいて「佐藤総理大臣は、沖縄の施政権の日本への返還に対する日本政府及び日本国民の強い要望を強調した。」

これに対し大統領は、この要望に対する十分な理解を表明した。それに続けて共同コミュニケは、「同時に、総理大臣と大統領は、これらの諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障する為、重要な

役割りを果していることを認めた」と述べている。

(2) 我が国の極東戦略における国家に対する沖縄基地の価値及び沖縄における現在の体制（arrangement）によって与えられている軍事的柔軟性（について）は、しばしばこの小委員会において証言されており、各位におかれても十分認識しておられることと確信する。沖縄はヴィエトナムでの我々の努力を支援するための重要な後衛（Backstop）である。昨年秋の大統領と総理大臣との会談において、沖縄の地位に関して共同かつ継続的検討をすることに合意をみた。しかし、現在の施政体制に何らの変更も加えられておらず、それ故、沖縄における我々の責任を解除して務遂行を縮少すべき何らの理由もない。

3) 沖縄における、我々の施政権行使は、日本との平和条約第3条に基づくものであり、同条は、次のように規定している。即ち他の処置がとられるまでの間「合衆国は領水を含む、これらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法、及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」

4) この条項によって、広範な権限が付与され、この権限に伴って、責任が生ずる。

5) 我々の施政権の付随物であるこの責任を認識し、議会は、公法 86-629 に表明した。即ち「合衆国が沖縄に対して権限を保有している間、沖縄住民の福祉と安寧

の増進及び住民の経済的、文化的向上の促進の為に、あらゆる努力がなされなければならない」と規定した。

(6) 沖縄における23年にわたる施政の間の合衆国と沖縄住民との関係は、親睦と寛容によって特色づけられている。しかし、我々は、外がいかに啓蒙されたものであろうと外国による支配は広範な住民の支持を得るに至らぬものであることを承知している。沖縄住民及び日本国民の側には、沖縄の日本復帰を求めて高まりつつある焦燥感がある。このような状況下で、我々が沖縄の施政を継続する必要性がある限り、我々の最大の利益は、沖縄住民の福祉と熱望とを増進させるという政策によってかなえられのである。

Sneider証言 他の邦訳(後半)

43.7.15

5

2. 返還に関しての質疑応答

パスマン顧長 そうですれば、

そもそも何故 この

返還提案に考慮を払う必要があるのか？

何故我々は、それらの人々に 率直な態度で

対処しないのか。

日本の国民は我々が沖縄を支配

しているのはアメリカの防衛 と沖縄の のためであると同様に

いや、それ以上に彼らの防衛の為であることを

充分知っている筈はずだ。沖縄 住民に

しても、もし彼らが今年諸君が要求

しているような金額を

我々から支払わせる程頭が好いなら――

GA-6 外務省

6

彼らが

この予算請求に 問うしていたことは間違いない、

さもなくば、諸君がこの請求をする

はずがないから――それなら彼らは

沖縄における米国の存在が彼らにとって如何なる

意義を持つかが判るだけの頭はあることになる。」

アンガー高等弁務官「顧長、返還はいつかは

行なわれるものである。」

パスマン顧長「もちろんそうだ。」

アンガー高等弁務官「いつかは。我々は1953年に始めたのである。……」

パスマン顧長「現時点では このことは

議論には 要しのではないか？」

not in the picture

具体的な問題とはなっていない

GA-6 外務省

アンガー 高等弁務官 「この質問への答えは、私の国務省の同僚に譲りたいと考える。」

パスマン 顧長 「よろしい 今すぐ答えを聞かせてくれ。」

スナイダー 部長 「顧長、御存知の通り佐藤総理が当地を訪問したとき大統領は沖縄の返還について何らの約束(commitment)もしなかった。」

パスマン 顧長 「いい 大統領は援助(増額)について約束をしたのではないのか。」

スナイダー 部長 「大統領は沖縄の地位について共同で検討するという約束は

した。大統領は援助について なんら直接的な約束は money しなかった。

いい……」

パスマン 顧長 「然らば、今問題となっている anticipated 見積 の根拠は何か?」

スナイダー 部長 「追加予算の見積は基本的には……。この問題については アンガー 高等弁務官 に説明願うべきと考える。」

シェナ 陸軍次官代理 「支出権限額 authorization の増額は佐藤首相の訪米の前に議会で議決されている。」

パスマン顧長 「支出権限額の増額 ~~[illegible]~~ なが

佐藤首相の ~~[illegible]~~ 当地 ~~に居る間に~~ (防衛の際の)

両首脳間の議題を提供した。

~~大統領との[illegible]間の話の種を与えた。~~」

アンガー ~~将来~~ 高等弁務官 「顧長、よう言われば私が……」

パスマン顧長 「我々は ~~[illegible]~~ 国内に それぞれ

立派な 理由 を知った、文字通り

何百という計画があるのに それに

予算を ~~[illegible]~~ 付けることさえできない。」

スナイダー部長 「顧長、終りまで言わせて

いただけますか?」

パスマン顧長 「どうぞ」

スナイダー部長 「この返還問題について、

私は ~~[illegible]~~ 目下 考慮の対象となっている 沖縄の ~~[illegible]~~

施政権の ~~[illegible]~~ 日本への返還と 目下 考慮の対象と

なっていない 基地 ~~[illegible]~~ 組織の返還 とを

~~base structure~~

区別することは重要であると ~~思~~ 考える。~~います~~。

1952以来 ~~[illegible]~~ 各大統領によって

沖縄 ~~the islands~~ をいづれは返還するとの約束が

なされて来ている。

それと同時に 従来から 我々の基本的な方針は

将来の ~~[illegible]~~ いづれかの 時点で 沖縄 ~~the islands~~ を返還する

~~[illegible]~~ としても 基地 ~~(Pole)~~ を そこに維持 ~~[illegible]~~ 保持して置きたいと

いうことであった。

この二点 ~~[illegible]~~ は区別されるべきである。

~~なさるべきです。~~

パスマン顧長　「もし彼らに施政権を
返還したならば ~~[illegible]~~ は
次はどうなるか。
~~どんなものになるのか?~~ 彼らは新聞で
すでに "出て行け、我々は B-52 や
軍事に関係するものは何も欲しくない"
と言っている。(ではないか。) ~~[illegible]~~ もし 日本に
施政権を返還したらば 次にくるものは
~~どんなものになるのか?~~ 何か。
我々を完全に追い出してしまうことか?」

スナイダー部長　「私はそうは ~~[illegible]~~ 考えない。」

パスマン顧長　「彼らは ~~[illegible]~~ 施政権を
我々が ~~支配している~~ 持っている時
~~にもかかわらず~~ においても 我々に向って今出て行け、

と言っているのではないのか。~~[illegible]~~ 彼らは
"出て行け、入って来るな" と言っているのでは
ないのか ~~[illegible]~~

スナイダー部長　「そうではない。~~[illegible]~~」

パスマン顧長　「[それならば] 現地紙に載っている
これらの論議はどうして出てくるのか ~~[illegible]~~」

アンガー ~~[illegible]~~ 高等弁務官　「スナイダー部長がたゞ今
述べたことについて少し説明すると、
施政権の返還と基地の維持には
意見がある。将来について云い得ることは
~~[illegible]~~。~~[illegible]~~、施政権は
日本に返還しうるが米軍基地は
そこに維持しうる、ということである。

六、二国間援助計画は、できるかぎり限定し、かつ世界銀行、国際連合ならびにアフリカ、アジア、ラテン・アメリカについての投資開発諮問制度により多く依存するという建て前で、援助計画については多角的体制に新たに力こぶを入れること。

七、他の各国も、現在アメリカやヨーロッパ経済共同体が持っているような、人と資源と市場の大きな各単位の恩恵に浴することができるように、経済的および政治的な地域主義を活発に奨励すること。

八、先進国はもちろん、新興国の財政に必要な資本を提供できるように、国際通貨体制を近代化することに優先順位を与えること。

九、繁栄している各国間における貿易の障壁を着々撤去し、低開発地域の商品に対しては全世界的な特恵体制を確立すること。

より安定した平和――仲直り――戦争という無駄なわざから開発という人間的な作業へ国際的な努力の方向を切り換えることこそ、もしわれわれがアメリカの国民の安全保障を促進したいというのであれば、今後の歳月にわたってわれわれが打ち立てるべき、アメリカにとってのただ一つの現実的な政策目標であると私は信ずる。

坐り込みデモをするコロンビア大学の学生――4月24日

新時代に適応する外交

これらの目標こそは、われわれが伝統的な外交と結びつける考え方の習性とは異なり、一般の男性、女性の値打ちを反映している。しかし、ここに強調しておかなければならないことは、われわれがこれを果たしてこういう目標を達成することができるかどうかは、われわれが現在のむずかしい現実の諸問題を処理するかどうかで決まることだ。

つまり、ソ連の理論家たちのなかには反対のことを言明する向きもあるが、ソ連も新興各国の共同体をつくりあげ、新興地域における紛争を避けることに共通の利害関係を持っているということを、どうしたらソ連に説得することができるか。

貧乏な各国民が、自国の内政に対する外部からの干渉ということになれば、まことにもっともながらご免こうむりたいという、こういう実情にもかかわらず、貧乏な国々の一般人にかかわりのあり、そして恩恵を与えるようなこれらの国々での経済成長をどうして推進するか。

さらに何よりも外交政策を打ち立てるという仕事に、どうしたら庶民を、とくに若い人たちを巻き込んでいけるか。

私はすべてに対する回答をいま持っていない。おそらくだれも持っていないのではなかろうか。しかしアメリカ外交政策の意義深い新出発に際しては、アメリカ議会ならびにアメリカ国民の忠言と同意とによって、新しい大統領も今後引き続き指導されなければならないということを、私はよく承知している。

提案するのは大統領の任務であるが、のるかそるかの国策決定にあたっては、国民と議会、とくに上院の高度の参加ということを前提としているのがわれわれの伝統である。国策の決定が、本当に国民の意思を反映するというのであれば、議会が参画し、国民が参画するということが今後とも必要事である。というのは一九六八年においては、政治が国民の仕事であると同じように、外交政策が国民の仕事だからである。

とくに、新しい十年間に対する新しい外交政策は、軍服をまとい、国の政治過程を更新し、そして究極において国の内外におけるアメリカ人の新しい世代に気合いをかけることができなければ、成功はおぼつかないということをわれわれは理解している。

以上私は、単に各国民とか、いろいろなイデオロギーとかに対してではなく、国民に奉仕する政策の輪郭をここに描こうと努めた。

以上述べたところは、アメリカ国民の支持をかち得ることができると信ずる。

以上述べたところは、世界いたるところの人間の願望の象徴としても一度アメリカを打ち立てることができると信ずる。

アメリカ議会証言録

沖縄返還をめぐって

下院歳出委員会海外活動小委員会聴聞会にて

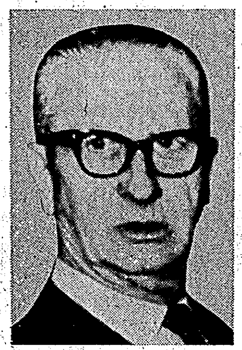
パスマン

解説

「沖縄返還について約束はない」という議会答弁についてスナイダー国務省日本部長は七月十四日、釈明の声明を出し「私の真意は日米共同声明以上の約束はないということであり、むしろ一九五二年以来歴代大統領が沖縄を返還すると繰り返し約束している点を強調したのである」と述べた。同部長は在米大使館の吉野公使に対しても同じ趣旨の釈明を行ない、これを日本政府に伝えてくれるよう依頼している（26ページ参照）。

このような釈明声明が飛び出すほど、下院歳出委員会海外活動小委員会（委員長＝オットー・E・パスマン民主党議員）での沖縄に関する秘密証言は重要な意味を含んでいる。この秘密聴聞会は、アンガー高等弁務官、シエナ国防副次官、スナイダー国務省日本部長らを証人として三月二十五日に開始されたものである。

この聴聞会において政府側は、㈠沖縄返還について小笠原返還のような約束は日米共同声明には盛られていない、㈡沖縄住民の八八％が本土復帰を望んでいる、㈢施政権を返還しても基地は確保するつもりである、などの諸点を強調した。

これに対して議会側には、パスマン委員長をはじめとして、㈠沖縄にアメリカがとどまっているのは、アメリカの防衛よりもむしろ日本の防衛のためである、㈡日本に施政権を返せば基地も返せと言うのではないか、いずれ返還する沖縄への援助を増額するのは筋が通らない、といった強硬意見が多く、この秘密聴聞会のあと六八年度対沖縄経済援助の五百五十万ドル増額を否決してしまった。

対沖縄援助増額は、その後上院でいったん復活したものの、上下両院協議会で削除され、結局実現せずじまいとなっている。こうしたところにアメリカ議会の沖縄問題に対する態度がうかがわれる。

証言を通じてアンガー高等弁務官の発言は、沖縄住民の大部分が本土復帰を希望していること、経済・社会水準を本土並みにしたいという現地住民の願望はきわめてもっともなことであると述べるなど、住民感情に理解と同情を示している。またスナイダー部長も、沖縄の返還問題は日米両国の間でさらに話し合って行くことで合意を見ていると述べ、前向きの姿勢をとっている。しかし議会側は、日米安保条約の延長問題ともからんで、日本の態度に不満を抱いていることをかなり露骨に示しており、これが今後の沖縄返還交渉にブレーキをかけることも予想される。

今回の聴聞会は「一九六九会計年度の対外援助支出権限法案」についての審議の一環として行なわれたものである。以下七月十四日に公表された証言録から沖縄に関係ある部分を抜き出して紹介する。

パスマン　現政府のような無茶な財政支出を続ければ、いつかは全世界の人々がアメリカの財政政策遂行能力に信頼を失い、国庫の手持ち金を消耗するようなことになるのは、私にも数年前から分かっていた。政府も最近になってやっと私が何年も前に達していた結論に気づいたようである。すなわち、カネを使うときには最小限度にとどめ、不要不急なものにはカネを出してはならないということである。誰かれを問わず、八方美人に振る舞っていると、必ずや財政困難に陥るのだ。当小委員会における私の役目は、政府が陥っている窮境から脱け出すのを手助けすることだ。私の知るかぎり、そのための最も良い方法は、本年度予算から正しい意味の削減を行なうことだ。このような事態から切り抜ける良い方法があれば、左も右も大いに支援してくれるものと思っている。

第一にわれわれが検討するのは本年度分として提出されている琉球列島に対する二千七十七万二千ドルの支出案である。この席には証言者として国防省のシエナ国際問題担当副次官と現琉球高等弁務官アンガー陸軍中将がいる。

二つの重要な措置

シエナ　昨年十一月、ジョンソン大統領と佐藤首相はワシントンで会談して、琉球の地位をはじめいくつかの問題について話し合った。会談後に発表された共同コミュニケの中で、佐藤首相は琉球施政権の返還を求める日本政府と日本国民の強い願望を力説した。これに対してジョンソン大統領は、この願いに全面的な理解を表明した。極東のアメリカ戦略における沖縄基地の価値ならびに現在の沖縄をめぐる取り決めによる軍事上の弾力性は、これまでもしばしばこの小委員会で証言されていることとであり、皆さんご承知のことと思う。沖縄はベトナムにおけるアメリカの努力を支える重要な支援基地である。

昨年秋のジョンソン大統領と佐藤首相の会談で、沖縄の地位を共同で継続協議の対象とすることに意見の一致を見た。しかし、現在の行政機構にはなんらの変更も加えられておらず、したがって現在のところ沖縄に対するアメリカの責任の遂行努力をいささかも縮小する理由はない。

過去二十三年間におけるアメリカの琉球統治において、アメリカと琉球の関係の特徴をなしてきたのは親密と寛容であった。しかしわれわれはそれがいかに進歩的なものであっても、それが外国による統治であるかぎり民衆の広範な支持を獲得できるものでないことを認識している。日本復帰を求める琉球住民と日本の国民の焦燥感は日ましに高まっている。このような状況のもとで、またアメリカが琉球に対する施政を続ける必要のあるかぎり、アメリカの最善の利益に役立つのは住民の福祉と願いを前進させる政策だと言える。ジョンソン大統領はこの政策を支持するにあたって、最近二つの重要な措置をとったが、いずれも琉球と日本の双方で大いに歓迎されるところとなった。

その一つは、佐藤首相が昨年十一月ワシントンを訪問した結果生まれたもので、アメリカも含めた日米琉諮問委員会が高等弁務官のもとに設置されたことだ。同委員会は、琉球住民の社会的・経済的福祉を増大し、かつ琉球の最終的復帰を促進するための諸措置を勧告することになっている。もう一つの重要措置は行政命令一〇七一三号の改正で、これによって琉球行政府主席の住民による選出が可能となった。これは、かねて住民のすべてが望んでいたことでもある。

委員会はもちろん、琉球がアメリカの統治下で繁栄してきたことを知っている。一九六七年の琉球のGNPは一九六六年の二〇％増であったが、これは記録的な伸び率である。同期間に住民一人当たりの所得も一七・二％増加した。しかし、このような発展にもかかわらず、琉球が達成した諸水準は日本内地のそれよりもまだ低く、本日ここに私たちが出席した目的は、このような事情を是正するのに議員諸公の支持を求めるためである。

質疑が少なすぎた

パスマン　わが有能な国防長官は対外援助要請額を削るより、国防省予算を削るほうがよいという意味のことを言っていた。私は当委員会に席をおいて以来さほど長くはないが、その間支出権限額を当初の三百万ドルから、確か一千四百九十五万ドルまで増額したと思う。

アンガー　要請額は二千七十万ドルである。

パスマン　昨年は一千四百九十五万六千ドルだった。現在われわれの要請されているのは二千七十七万二千ドルまでの増額である。

アンガー　そのとおりだ。

パスマン　この期間にわれわれのやってきたこと、たとえば校舎の新築、美しい行政庁舎の新築など、将軍としては新たに繰り返してやる必要はない。恒久的なものである。

アンガー　おっしゃるとおりだ。

パスマン　われわれは実に急いでそれらのことをやってのけた。アメリカ本国内ですら、いかなる連続事業にせよ、三百万ドルからスタートして最終的な要請額が二千七十七万二千ドルにも大幅増額されたカウンティ（郡相当の行政区、この場合は琉球との比較）は知らない。何だか、あまりに大き

なことをあまりにも早くやりすぎたようにさえ思える。議会からの質疑が少なすぎたからだ。われわれは将軍の要請額の正当性を納得のゆくまで説明してもらわなかった。資金額について述べてもらうだけですませてきたからだ。
　そこで、もしわれわれが直面しているその他の問題を考えあわせるならば、あなた自身も理解されるであろうが、今年はすべての予算請求分についてもっともっと検討する必要があるのだ。私は、外国がわれわれの国家財政の将来のあり方について、われわれを一時的にもせよ試練の場に立たせているのだとは考えたくない。しかし現にわれわれはそのような立ち場におかれているとしか思えない。新聞はいつもこう言っている――

アンガー

「この問題ではわれわれは政府に同調する。六ヵ月以内に国の財政を建て直してもらいたい。それができなければ百五億ドルの保有金塊を処分する以外にない」と。
　われわれは一九六八会計年度における予算案を審議しているが、そのほかに行政当局からの要求分の中に補正追加分が含まれていると考えてよいか。
アンガー　そのとおりだ。

沖縄についての認識

パスマン　将軍、あなたは一人二役を演じている。すなわち琉球の軍事施設の最高責任者であると同時に高等弁務官でもある。
アンガー　そうです。
パスマン　われわれは、あなたの責任がまことに重大であることをよく理解している。あなたの任務遂行をむずかしくするようなことはしたくない。向こうの人々は、われわれが（琉球や日本に）駐留していることについて、それがわが国の安全を守るためであるのはもちろん、同時に彼らを保護するためでもあることを認識しているのであろうか。それをまずうけたまわっておきたい。
アンガー　委員長の質問に対しては、一部の人々ははっきり認識していると言える。しかし一部の人々は、正直なところ、そのようには認識しようという意思を持っていないと言ってよい。
パスマン　すると彼らはあえて頑迷な態度をとるというのか。
アンガー　本当のことを言うとおっしゃるとおりである。
パスマン　われわれが平和あるいは防衛のために費やしている巨額の資金は日本にあのような繁栄をもたらし、われわれアメリカ人が合衆国の中でやりたいと思っていることを日本人が日本国内でできるのもまさにそのおかげだ、ということを日本人自身はよく承知しているはずだと私は思う。
アンガー　与党の自民党は、日本がアジア地域で日本の分担すべき任務を担うことのできる時期に近づこうとして、まことに勇気ある努力を続けている。
パスマン　彼らはそれが彼ら自身の安全のためだということを認識しているのか。
アンガー　与党は承知しているはずである。
パスマン　では、なぜそのことを沖縄の同胞たちに納得させようとしないのか。
アンガー　自民党は一生懸命に努力している。
パスマン　琉球の人口は？
アンガー　九十五万二千人である。
パスマン　アメリカの人口は、確か二億だったと思うが……
アンガー　そうです。
パスマン　日本の人口が一億だとすると、合わせて三億対九十万ということになる。まことにもって有利ではないか。もし日本がそのように考え、われわれもそのように考えるのであれば、わずか九十万人の島民がわれわれ三億人をあの島から押し出すことはできるはずがないではないか。
アンガー　そのような意味であれば、私も同感だが……

日本への復帰問題

パスマン　日本はアジア地域におけるアメリカの軍事的支出の重要性を認識している。われわれはそのような支出をアメリカ自身の安全のためだと主張する。アメリカの人口は二億だ。日本の人口は一億、合わせて三億である。その何パーセントにすぎない九十万人が、B52型爆撃機を沖縄に駐留させてはいけないというのか。
アンガー　それが……
パスマン　いったい沖縄の連中は、それほど口のうまいセールスマンだというのか。
アンガー　いやそうではない。私の思うには、彼らの言い分にももっともな点があり、この点についてわれわれの立ち場を説明しておきたい――もし許してもらえるなら……
パスマン　少々たずねたいことがある。今度の予算における問題はその点だ。われわれは双方の立ち場を知ることができたが、いずれにしても、どこかで削ることを考えねばならない。
　いわゆる復帰の問題だが、彼らはそこに何かの権力があるので、それに反対しているというのであろうか。それとも九十万人の島民全般にわたって問題にされていることなのか。

アンガー　沖縄で目下最大の議論のタネになっているのが日本復帰の問題であることは疑いの余地のないことだと私は考える。私は沖縄に着任して以来十七ヵ月の間その問題を検討し、長年にわたるこの問題の底にあるものが何であるかを発見しようと努めてきた。すなわち沖縄の人々は本心から日本へ復帰することを願っているのだろうかということだ。
　私としては、彼らの大部分が日本に復帰したいと考えていると断言できる。同時に、それは主として感情に源を発するものだとも言いたい。しかし、もともと感情とは人間の動機をなすもの、人間形成の根元でもあり、彼らが日本復帰を欲していることに変わりはない。
パスマン　アンガー将軍、沖縄の年寄り連中は初期の沖縄の状態を覚えているのだろうか。私は一九四九年に沖縄を訪れたことがある。当時の彼らはわれわれが沖縄に駐留したことを喜んでいたし、彼らの生活状態も、今日のこの会合で話に出たように、貧困あるいはそれに近い状態であったはずではないか。
アンガー　そのとおりだ。
パスマン　それでは言わせてもらう。現在の沖縄住民は、日本の統治下にあった時代よりもずっと暮らし向きも良くなっている。
アンガー　それについて私はよく知らないのだが……
パスマン　一九四九年に私が初めて沖縄を訪問したときの住民の暮らしは、まことにお粗末であった。
スナイダー　一九四九年ごろのわれわれは戦後の再建に着手したばかりであった。私は一九四五年に沖縄にいたことがある。島は全く荒廃状態にあった。満足な建て物は一つもなかった。

予算は毎年増額

パスマン　沖縄の状態に関しては私も若干責任があったと感じている。というのは、われわれは過去数年間、諸君の要請を承認してきたからである。一九五六年には三百万ドルにすぎなかったのが、その後は大幅にふくれ上がり、われわれが諸君の要請額をそのまま承認してきたので、諸君もはなはだ満悦であったことと思う。
　一九五八年には二百四十七万五千ドルに微減したが、いまでは一挙に二千百万ドルに飛躍した。このような追加手段というのは、マッカーサー的なやり方ではないのか。マッカーサー独特のごまかしではないのか。
アンガー　とんでもない。その問題のよってきたる根源は、大統領と日本の内閣総理大臣、そして……
パスマン　ご両人とも、もっぱらカネが欲しかったという以外に何も考えていなかったのではないか。
アンガー　いや、彼らは琉球住民の生活水準を日本内地の似たりよったりの地域における水準にまで持ってゆきたかっただけである。
パスマン　したがってまた、わがアメリカ本土の一部地域における水準を上回るものにする。それも人から借りたカネで……。そうではないか。
アンガー　アメリカ国内の一部地域に比べて、そのように言えるかもしれない。
パスマン　琉球列島に対するアメリカの完全な支配が、アメリカにとっていかに重要であるかを簡単に説明してもらいたい。それがベトナムにとってというだけでなく、アジア地域におけるわが国の防衛体制にとってどの程度重要であるかについても将軍の意見をききたい。
アンガー　よろしい。琉球列島なかでも沖縄本島が太平洋の礎石であるとされるには、それ相応の理由がある。同島は中国大陸の沿岸から約五百六十キロの海上に位置している。私自身は、沖縄はあらゆる地点から一千四百四十キロの海上に位置すると人には言う。われわれ、すなわち合衆国がこの方面の地域での公約を実施に移す場合、同島の位置は戦略的にまことに理想的な前衛基地の役割りを果たしている。
　沖縄と琉球列島の持つ魅力は、われわれが全面的な行政権を行使しているからこそ言えることである。琉球の魅力は、日本との間に結ばれた平和条約第三条の結果、いまではわれわれのものになっている。その後わが政府指導者は琉球に対し日本の残存主権があったことを知るにいたった。われわれの琉球に対する行政権と島民の経済社会発展のためにわれわれが引き受けた責任には、われわれも議会も承認したように、沖縄を戦略前衛基地としてわれわれが使用すると同時に、島民の福祉増進を保証するという道義的義務をも負っている。沖縄の基地は、われわれが太平洋地域で維持する最も重要な基地の一つ――いやむしろ最も重要な基地だと言ってよい。

「大統領の言質」

パスマン　将軍、どうもありがとう。将軍自身はこの基地としての価値が大幅に減ずる時期について、どのような見通しを持っておられるか。
アンガー　……
パスマン　何年ぐらい先になるかを言ってもらいたい。
アンガー　これは記録にとどめ

ないでほしい（記録を中止）。

パスマン　将来それは重要なことか。

アンガー　重要だ。

パスマン　そのような理由があるのに、なぜわれわれは沖縄の復帰問題に関して種々論議し考慮を加える必要があるのか。なぜわれわれは彼らに率直な態度をとらないのか。日本の国民も、われわれが琉球を統治しているのは日本自身を防衛するに等しいこと、ことによったらアメリカ合衆国の防衛のためよりも日本のためになっていることをよく承知している。また琉球住民としても、将軍、あなたがここで要請している援助を承認させようとするほど利口であるならば——というのは、彼らがそうでもなければ、あなた（アンガー）はこういう要請をしなかっただろうからだが——やはりわれわれの沖縄駐留の意義をもよく理解しているはずではないのか。

アンガー　委員長、お言葉を返すようだが、沖縄はいずれ日本に復帰することになる。

パスマン　もちろん、それは知っている。

アンガー　いつかはそうなる。われわれがスタートしたのは一九五三年の……

パスマン　現時点では、その具体的見通しは立たないという——そうだね。

アンガー　それについては私の国務省の同僚に答えてもらうことにしたい。

パスマン　よろしい。すぐ答えてもらおう。

スナイダー　委員長、ご存じのように、さきに佐藤首相がワシントンを訪問したさい、ジョンソン大統領は琉球列島の復帰の問題に関しては言質を与えなかった。

パスマン　しかし大統領は若干の援助増額について何らかの言質を与えたのではなかったのか。

スナイダー　大統領は合同協議のもとで琉球の地位を維持存続するための言質は与えた。大統領はカネのことに関して直接言質を与えたことはない。しかし彼は……

パスマン　それならば、この追加予算案の根拠は何か。

スナイダー　追加予算は基本的に——いや、この問題はアンガー将軍に答えてもらおう。

シエナ　この支出権限増額については、議会が佐藤首相の来訪以前に承認している。

パスマン　それではこの支出権限増額は、佐藤首相の来訪にあたって大統領との会談の議題を提供したというわけか。

アンガー　委員長、私の見解を……

パスマン　われわれは国内だけでも、立派な理由をそなえた事業が文字どおり何百と山積していながら、それにあてる予算を獲得できないでいるのだ。

スナイダー　委員長、私の言うことを終わりまで聞いてほしいのだが。

パスマン　よろしい。

行政権の対日返還

スナイダー　琉球の日本復帰の問題だが、私は琉球の行政権を日本へ返すことと基地施設を返すこととを区別しなければならないと考える。前者は現在考慮されていることであって、後者は考慮外の問題である。アメリカがゆくゆくは琉球列島を日本に返すつもりであるという意味の言質は、一九五二年以降の各大統領によって与えられてきたことなのである。また将来いつの日にかこれらの島を返した場合にも基地はアメリカが維持してゆくつもりだというのも、われわれの基本政策なのである。これら二つの点については区別すべきところがある。

パスマン　日本に行政権を返したあとの第二段階はどういうことになるのか。それは彼らの新聞がすでにほのめかしている——つまり「ここから出て行け。われわれはアメリカのB52であろうと何であろうと、軍事関係のいかなるものもいらない」というのである。日本に行政権を返したあと、その次にくるのは、われわれを追い出

スナイダーの釈明——7月14日

きょう下院歳出委員会が公表した証言録の中で「ジョンソン大統領は返還について約束しなかった」と私が述べている点を長い証言の文脈全体から切り離して取り上げると誤解を招くおそれがある。私が述べたのは共同声明以外の約束はしていないという意味である。私は「ノー・コミットメント」ということを特に強調したわけではない。質疑応答の中で「いつ返還するという約束をしたのか」との質問に対して答えたものである。これはオフレコのやりとりだった。私の発言は「ノー・コミットメント・アザー・ザン・コミュニケ」とすべきだった。

私が強調したのは、一九五二年以来アメリカの歴代大統領は沖縄をいつの日か日本に返すと繰り返し約束していると述べている点であり、これが最も重要な部分である。返還についての約束をしていないというのは、小笠原返還についてしたような約束を沖縄についてはしていないという意味である。

私はこれが誤解されるのを非常に心配している。なぜなら、私の言い方が悪かったことを私自身知っているからで、証言録が印刷に移される前に訂正しようと思ったが、この証言はオフレコのため訂正できなかった。

スナイダー

すことではないか。

スナイダー　私はそうは思わない。

パスマン　彼らは、われわれが統治権を持っている現在でさえ、いますぐ出て行けと要求しているのではないか。「出て行け、出て失せろ」と大声をあげているのではないか。

スナイダー　いや、そうではない。

パスマン　現地の新聞は、いったいどこからこのような議論を持ち出しているのか。

アンガー　いまスナイダー氏の言ったことを少し詳しく説明すると、行政権を返すことと基地を返すこととはそれぞれ別物である。われわれは将来こうした形でこの問題を処理すること、つまり日本に行政権は返すが、アメリカの基地はそのまま残しておくということで処理するようにしたい、そうすることができると思う。

ところが琉球や日本の諸政党の態度は少しばかり違っている。ずっと左寄りの、たとえば沖縄の社会党とか人民党、日本社会党とか共産党は、行政権の返還だけでなくアメリカ軍基地の撤廃をも要求している。

パスマン　われわれもそれは知っている。

アンガー　それは問題の片面にすぎない。

（ここで速記録停止）

パスマン　あなたは、現在いろいろと発言している人々と将来も

アンガー　……

パスマン　あなたとの話し合いの相手は、現在政権についているのか。

アンガー　……

パスマン　では、その一部の連中が政権を握っているというのか。

アンガー　……

パスマン　私は沖縄について述べているのだが——。

（記録停止）

〝小さな兄さま〟

パスマン　どうもありがとう将軍。言うまでもないことだが、世界の百ヵ国と五つの属領、そしてわが合衆国の五十州のいずこにおいても、財政に関して全力が注がれている。ほんの少しでもすねてみたり、ごたごたを起こしたりあばれたりすると、してはならないことをしでかした連中に補償金を出すため半ダースもの法案が提出されるのが現状だが、この国では騒動を起こした連中にあまり無雑作に多くのものを与えすぎるのではないか。私はこのようなやり方が世界中に広まっているのではないかと疑いたくなる。少しはね回るとアンクル・サムはすぐ「それそれ予算をふやしてやろう」となる。

アンガー　……

パスマン　私にはよく分かっているのだ。

アンガー　……

パスマン　これは記録にとどめておいてよろしい。あとで必要とあれば削除できることだ。これが機密事項であれば、そうすることができる。

アンガー　……

パスマン　われわれをバカのお人好しだと考えている者が世の中に多すぎる。つい最近も私はアジアのある一国を訪問して、すでに決定ずみだと思っていた計画について話し合ったことがある。相手側も何百万ドルかの資金を出すはずであった。そこで私はその外国人たちに分担取り決めがどの程度はっきりしたものであるかをたずねてみた。ところが向こう様は、まず大きい兄さまがはっきり約束すべきであって、他の国はそれを聞いてからいくら拠出するかを決めるというのだ。

私は、いまの「大きい兄さま」がどんなに小さくなってしまったか見てほしい、と言ってやった。彼はいまやまことに小さな兄さまでしかない、とね。いわゆる「大きい兄さま」は相手の言質をとってから行動に移るべきなのだ。私の言わんとするところを汲んでもらえただろうか。

アンガー　分かりました。

パスマン　われわれはあらゆることをするためにカネの工面をつけようとしているのだ。それが心配でならない。

アンガー　ごもっともです。

パスマン　将軍、ご苦労でした。あなたの態度は終始公平だった。ついでながら、タイ国駐在の大使とは親戚なのか。

アンガー　同名ではあるが、血縁ではない。しかし彼とは士官学校時代に一緒で、よく知っている。先祖を調べたところ、彼はハンガリー系で、私の父の一家はスイス国境に近いドイツから来た。

復帰の現実と結果

ハンセン　あなたは、琉球の人人が復帰を望むなら、それによって生ずる困難の面倒をみてやる必要があると述べているが、復帰したいと思うならどうして困難が生ずるのか。

アンガー　これは、諮問委員会

がやろうとする機能の一部である……。

ハンセン　いや、そのことではない。復帰を強く望んでいるなら、どうして困難が生ずるというのかときいているのだ。もし琉球が日本に復帰したいと強く思うなら、これに伴ってどうして困難が生ずるのか。

アンガー　経済的に言って困難が生じよう。

ハンセン　それは分かっているが、これについて琉球の人々に認識させねばならない。あなたが話し合いで彼らに認識させるべきだと思う。もし突然私の州が分離を決定すれば、その結果についてかなりのビジョンを持っていることは間違いない。

アンガー　これは感情的態度の一環である。われわれは琉球の人人に、復帰に費やしている努力の一部を復帰の現実と結果について、つまり、それが琉球の人々にとって何を意味するかを考えることに割くよう説いている。これは復帰の日に備える計画をさせようとする努力である。

パスマン　彼らは実際にこれについて万事知っていると考えるのか。給料を支払っているアメリカにいてもらいたいと思わないだろうか。

アンガー　私がいつも受ける質問である。彼らが本当に日本に復帰したいと思っているのかとの質問に対して、私が琉球に十七ヵ月勤務した現在の答えは「然り、琉球の大多数の人々は日本に復帰したいと思っている」ということである。

パスマン　しかし彼らは、アメリカが日本と条約を持っていることを知っており、また彼らは、アメリカが琉球にとどまろうとしていることを知らねばならない。どうしてこれを受け入れ、二億五千万ドルの支払いに満足するよう主張しないのか。

アンガー　彼らに利益を評価させようと、あらゆる努力をしている。

ハンセン　信託統治領でも同様な感情が増大しており、少なくとも一部のものが、こうした気持ちを発展させようと努めているのは本当か。

アンガー　信託統治領についてはあまり知らないので話したくない。

ハンセン　軍が琉球諸島のみならず信託統治領に大きな関心を持っているというのは本当か。

アンガー　本当だと思う。スナイダー氏に答えてもらいたいと思う。

スナイダー　そのとおり。アメリカの占領している地域、軍に統治されている地域の生活水準が信託統治地域よりはるかに高いのは事実であると思う。

ハンセン　軍が占領地域でやった仕事は、信託地域でやった仕事よりよいと言うのか。

スナイダー　記録を止めてほしい。（速記録停止）

ハンセン　ありがとう。

自治付与への努力

コンテ　琉球の日本復帰とアメリカの琉球における影響力低下に関する琉球の態度の現状について述べてもらいたい。

アンガー　大多数のものは、日本への施政権返還を願っている。これはあなたもよくお分かりと思うが、主として感情の問題である。すなわち、諸国への復帰を願っている日本国民である。施政権を返還すれば、アメリカは自動的に琉球の施政から引き揚げることになろう。

コンテ　琉球の地位を絶えず共同で継続的に検討していく昨年秋の合意について説明があったが、あなたの考えでは、琉球におけるアメリカの現在の責任と権限を制限するということで、ある種の調整を行なわねばならなくなるような点に近づいていると思うか。

アンガー　アメリカが対日平和条約第三条にもとづき施政権を持っているかぎり、琉球における現在の責任と権限を制限したり薄めたりすることはできない。もちろんわれわれは、責任あるかつ効率的な琉球政府を育成増進するとの私の使命に沿って、琉球政府にいっそう多くの自治を与える努力を続けていく。昨年十一月、大統領と佐藤首相が話し合ったさい、施政権の日本への返還の目的を指針として、琉球の地位を共同で継続的に検討していくことに合意をみたことを思い出されよう。

パスマン　琉球の日本復帰についてだが、もし琉球の人々の八〇%が日本に復帰したいと思うとして、この支出権限(注＝援助増額)が可決されれば、この割り合いがどの程度減少すると思うか。

アンガー　はっきり分からない。それには答えられない。

パスマン　この支出権限が可決されなければ、右の割り合いがどの程度増加すると思うか。

アンガー　……

パスマン　十三年前に、かつてのあなたの前任者がこの委員会で証言した当時も同じように重大な局面にあった。あなたは当時の証言を読むべきである。これを読むのはきわめて興味があろう。当時も同じような脅威があった。当時は三百万ドルが与えられたにすぎないが、あなたは現在二千百万ドルを求めている。あなたは当時の証言を読むべきである。

安保条約との関連性

リーグル　対日平和条約の条文はどれくらいの長さか。なんページもある長い条約か。

スナイダー　膨大な条約で、二十三条からなっていると思う。

リーグル　一つ質問したい。この条約にもとづくアメリカの琉球に対する責任と琉球のアメリカに対する責任を要約してもらえればありがたい。またこの要約に日本の責任も含めてもらえればありがたい。

スナイダー　対日平和条約は第三条でアメリカの責任を明示しているが、琉球または日本政府の責任は明示していないと思う。

リーグル　そんなものか。あなたの陳述書の二ページに書いてあるが。

スナイダー　そうです。

リーグル　一般的で曖昧ではないか。

スナイダー　対日平和条約はわれわれに施政権を与えている。施政権の返還についての追加条項がある。ご希望ならば条約から抜き出して送ってもよい。

リーグル　いっそう具体的なものなら――。

スナイダー　いや、そうではない。

リーグル　よかったらここで議事録にいれてもらいたい（対日平和条約第三条を議事録に挿入）。

コヘラン　将軍、日米安保条約に関連した事態とそれが沖縄問題にいかに関連があるのかをもう少し話してもらいたい。というのは、私は日本の下田で開かれた日米会議に出席した。そして私は沖縄問題が日本における大問題であると確信するに至った。仮に沖縄で日本復帰の住民投票が行なわれた場合、どのような結果になると思うか。

アンガー　私の沖縄在任中、多くの世論調査が行なわれたが、その世論調査がいやしくも妥当性を持っているならば――そして私は世論調査に当たったものがこの問題を設定し、社会のあらゆる階層から反応をとる方法が正しいと言わねばならないが――私はおそらく住民投票の結果、人々の大半が日本への復帰を欲している旨を明らかにすることがわかるだろう。

コヘラン　沖縄はいつの日にか日本に返還されようし、私はこの計画をすべきだと考えている。昨年九月下田でマンスフィールド上院議員は、われわれがしばしば提案した小笠原の返還を提案した。

スナイダー　速記中止。

（速記録停止）

パスマン　われわれは確かに条約を結んでおり、そこに留まる法的な権利を完全に有する。日本はわれわれに協力してくれている。それはわれわれの安全のためであり、日本の安全のためであると思うかどうか。

スナイダー　同感である。われわれはその協力を維持したいと思う。

パスマン　そうしたい。

共産主義への懸念

リーグル　琉球の政治情勢についてききたいが、琉球の人々はいったいアジア共産主義というものにどの程度の懸念を抱いているのか。

アンガー　私には琉球の人々が共産主義の危険を本当に理解しているのかどうかよくわからない。私がこういうことを言うのは、彼らが離れ島の住民であり、島民というのは元来、島の境界によって取り巻かれた自分たち自身の諸問題に最大の関心を示すのが普通である。彼らは自らのカラにとじこもっているのであって、言ってみれば島民にとっては琉球以外の世界はないのである。彼らは、仮に新聞などで共産主義に関する記事を読んだり、テレビで見聞きしたと

TOPIC

★ハチに殺される

パリで一風変わった交通事故があった。会社員のポール・アンジャルベール氏は夫人の運転する車でパリ郊外をドライブしていたところ、ハチが窓から飛び込んできた。夫人がハチを追い払おうとして運転を誤り車は近くのクリの木にぶつかった。この事故で夫人は足を折ったが、真の悲劇はそのあとで起こった。

クリの木に巣食っていたハチの大群が衝突の衝撃で一斉に飛び立ち、アンジャルベール氏の車に襲いかかった。別の車で後ろを走っていた二人の子供が駆けつけて両親を救い出そうとしたが、二人にもハチが襲いかかってきて近寄れない。車に群がったハチがまるで炎のようだったと子供たちが語っているところからすると、想像を絶するものすごさだったようだ。

折りよく通りかかったドライバーたちの援助でようやく救出されたときには、アンジャルベール氏は虫の息。しかも救出されたあとさらに襲ってきたハチ第二波攻撃でのどを刺されついに絶命した。夫人はすぐ病院にかつぎ込まれて手当てを受けているが、いまだに意識不明という。

★威力発揮した声紋照合機

このほど西ドイツで、電話を通じてゆすっていた恐喝犯があっさり逮捕されたが、これは〝ユスリ〟対策として完成された「声紋照合機」〝ソナグラム〟の威力によるもの。

指紋は手袋をするなどでまだなんとかなるが、声紋のほうは、各人各様であるうえ、鼻をつまんだり、ハンカチで声を変えたり、テンポを狂わせたり、高低をつけたりしても結局は暴露される。

今度西ドイツで作られた「声紋照合機」は、ちょうど等高線地図のように声紋を写真にとり、そのファイルを作成することが可能となったので、一度犯人の声をわずかでも録音できれば、それを照合することで犯人を割り出し、逮捕できるわけだ。

ころで、さほど強い印象は受けない。これが私の感じたところである。

リーグル　そのような環境下において、もし本年度の支出予算をわれわれが拒否したり（もっともそのようなことにはならないが）。諸君がここで説明したアメリカの責任といったものが果たされなかった場合を想定して、あなたはどんなことが起こると思うか。おそらくわれわれはすぐにも基地を手放すことになるのではないか。

アンガー　まったく破滅的な結末になるとしかお答えしようがない。

パスマン　われわれは沖縄の基地を維持する権利を放棄することはできない。

アンガー　われわれには日米平和条約第三条によって権利を与えられている。ところで「権利」は「権利」であるが、われわれが責任逃がれをやった場合に、いったいどうなるかを考えなければならない。事はますます面倒になるだけである。

私は琉球の人々に対して、アメリカ軍が駐留している唯一の目的は軍事基地を運営することなのだと説明してきた。これ以外に目的はない、と力説してきた。そのためにも、われわれはある程度の義務を果たす必要がある。

リーグル　われわれが琉球方面に軍事基地を維持するのは、だれよりもまず彼らを保護するためである。彼らは、われわれが対抗しようとする脅威にさらされている人々の一部なのだ。あなたはこれを皮肉なことだと思わないか。

アンガー　ところが、彼ら自身はさほど矛盾を感じていないのである。

リーグル　それこそ矛盾の最たるものではないか。

アンガー　まったくそのとおりである。彼らはこの問題についていやというほど注意され、警告もされてきたはずだが、何も感じていないようだし、理解もしていない。彼らの中の多くのもの、とくに野党派は、日本の野党派と同じことを考えており、日本国憲法第九条の非武装条項にしがみついている。また、日本に復帰すればすべては平和で、前途も明るいなどと考えている。

リーグル　あの方面の防衛が、現地の人々の脅威に対する無理解を超越して、果たして可能なのかどうか、私にはよくわからないが……

アンガー　記録を差しとめてもらいたい。

（速記録停止）

ベトナムへの関心

リーグル　琉球の人々は現在、アメリカのベトナム参戦についてどのように思っているか。

アンガー　先にも述べたようにアメリカが琉球に基地を持っているため、ベトナム戦に巻き込まれるのではないかと若干懸念している。

リーグル　私の選挙区の多くの人々も同じ懸念を持っている。

アンガー　あなたの質問に答えれば、確かに琉球の人々は懸念している。

リーグル　琉球の人々はわれわれの側に立っているか。つまり、南ベトナムにおけるわれわれの努力を支持しているか。

アンガー　琉球の人々は現在、相当程度黙認しているという意味でわれわれを支持している。私の努力は、この琉球の人々の理解を維持し続けていくことである。

リーグル　それでは琉球の人々がベトナムでアメリカがやっていることに基本的に同感していると思うと言うのか。

アンガー　私が基地の運営を続けていくことでは重大な問題をかかえていないという事実は、野党がアメリカを当惑させるための材料を常にさがし求めているにもかかわらず、琉球の人々が基本的に同感していることを示しているものである。

リーグル　世界にはその政府がアメリカのベトナム政策に公然と反対している国が数多くあるが、これら諸国との通商の維持に厄介なことは何もない。あなたが琉球から追い出されていないことはよい証拠か。

アンガー　確かにそれは一つの尺度であるが、アメリカの政策に反対を示しているその他諸国に関する限り、事情は若干違う。琉球では、アメリカは全面的な権限を持っている。

リーグル　それでは琉球の人々がベトナムで現在われわれのやっていることについて、われわれを強く支持していると言ってもよいか。

アンガー　それには私は答えられない。彼らは琉球にあるB52について不安をいだいている。彼らはB52がベトナム戦争に用いられていると思っていよう。これが琉球の人々を非常に懸念させておりその懸念を実際に示している。

リーグル　琉球の人々がベトナムについてアメリカを支持しているとすれば、そしてあなたは彼らが基本的にはアメリカを支持していると考えているように思われるが、それならどうして彼らは喜んで少々の助力をしないのか。それは非常に間接的な助力である。

アンガー　B52は核戦争を暗示させ、日本に関するかぎり、核戦争を経験した唯一の国であるため、核戦争にきわめて神経質である。

リーグル　それでは、われわれがこの地域をベトナム戦で通常兵器攻撃を加える発進地域として用いるとするなら――われわれが現に用いていると言っているわけで

はないが――何も問題は生じないことになろうか。

アンガー　B52についての琉球の人々の気持ちは分かる。

リーグル　まだ回答を得たとは思わない。琉球の人々がベトナムでアメリカのやっていることを基本的には強く支持しているとあなたが考えていると結論してもよいか。

アンガー　彼らはベトナムでアメリカがやっていることについて大して抑制要因になっていないと思う。

住民投票をやれば

リーグル　もし彼らがアメリカに一千七百五十万ドルを供与させることができ、しかも、もしわれわれが同時に基地から引き揚げる用意があるとするなら、彼らはアメリカに基地を明け渡させたいと思うと考えるか。もしいま住民投票をやって「アメリカは経済援助を供与し続け、同時に基地を放棄すべきであるか」と問うたら、彼らはこれに賛成するだろうか、反対するだろうか。

アンガー　私はさきに、もしいま住民投票をやれば、八〇%以上のものが――八八%が日本復帰を欲すると思うと述べたことにより部分的には答えている。

リーグル　それは別の問題だ。

アンガー　それは承知している。この八八%のうち、約半分はいますぐ復帰を望み、残り半分はしばらく待って若干の過渡期をおきたいと思うだろう。さて、野党――人民党、社会党――の言うことを信ずるとすれば、基地を完全に撤去すること、復帰と基地の即時撤去を望むだろう。社会大衆党と自民党は、復帰し、次いで基地を本土の現在の基地なみの地位にしたいと思うであろう。

パスマン　われわれは日本には何も援助を与えていない。

ラ ス ク

返還後の軍隊の地位協定

アンガー　もし施政権を返還して、しかも現在並みに基地を保持するとか、現在以下の弾力的な規模のもとで基地を保持するようなことになれば、なんらかの軍隊の地位協定がなければならないと思う。軍隊の地位協定がどれくらい金銭を必要とするかについては知らない。

リーグル　琉球の基地をベトナム戦に直接利用するという観点からでも同様か。

スナイダー　実際問題として、佐藤首相は沖縄の人々にベトナム戦争の重要性を説いた。

アンガー　そのとおりである。ここに佐藤首相の言葉を引用したものを持っているが「アメリカの基地は安全保障にとって必要である」と述べている。これは一九六八年三月九日の言葉である。「木曜日に佐藤首相は、沖縄の一群の自由民主党員に対し、日本だけでなく韓国も同国の安全を沖縄のアメリカ基地に依存している、極東に駐留しているアメリカ軍の保護に安全を依存しているアジアの国が日本だけではないことを考慮しなければならない、と述べた。彼は、核兵器を持たない日本は日米安保条約とアメリカの核抑止力に安全を頼らねばならないことを忘れないよう求めた。」これは三月九日のことであった。

パスマン　それは何新聞であるか。

アンガー　これは一九六八年三月九日のジャパン・タイムズである。

パスマン　琉球の新聞はこの記事を掲載しているか。

バーンズ　琉球の新聞でも報道された。

リーグル　あなたは前に、琉球の人々は基本的には島国根性であると述べたことがある。

アンガー　彼らは島国の人々であり、島の中の問題に最も関心を持っている。新聞を読み、テレビを見るが、アジアの出来事には必ずしも関心がない。

リーグル　彼らは主として自分たちの問題に関心を持ち、琉球外の問題にはそうではないと言うのか。

アンガー　そのとおり。

安保条約更新の見通し

コヘラン　長官、日米安保条約更新の見通しについての見解を示してもらいたい。

ラスク　一九七〇年に更新問題の決定が行なわれると思う。現在のところ日米両国政府はこの条約が更新されるものと期待していると考えているが、日本がその利益の点から自ら決定しなければならないことであり、われわれはこれに対する日本の態度を知りたいと思っている。われわれは、日本がその安全保障のため、いっそう大きな責任を受け入れるべきだと考えている。われわれは、日本がアジアとくに東南アジアでの増大しつつある地域協力に活発かつ指導的な役割りを果たしていることを喜んでいる。日本の東南アジアへの寄与には顕著なものがあり、東南アジアでの日本のリーダーシップは重要である。

沖縄基地の済州島移転説

―現状では実現は困難―

久住忠男

沖縄アメリカ軍基地の済州島移転説がにわかにクローズアップされている。アメリカ国防省当局は「そのような事実はない」と否定しているが、アメリカ側関係者の間で非公式に問題が検討されていることも事実である。そこで、アメリカ側の真意、基地沖縄の表情、ソウルの反応、日本外務省の見方など、基地移転説の周辺を探り、これにもとづいて軍事評論家久住忠男氏にこの問題に関する総合的評価を下してもらった。

空から見た沖縄本島

沖縄基地の済州島移転説だと言えるが、これをあまりにも簡単に結びつけたところにこの噂の弱点があると言える。

10億ドル投下の総合基地

問題の第一は、沖縄基地を移転するような実際上の話はいまのところどこにも起こっていないことである。昨年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明はいまのところ、日米間の沖縄交渉に関する唯一の基本的了解事項であるが、その中では沖縄にある「アメリカの軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割りを果たしていることを多いが、基地を撤去しろとか、他に移転しろと主張しているのは比較的に少数意見と言える。このような一般情勢のときに、アメリカが沖縄の主要基地を他に移転するようなことをいまこの段階で言い出すとは考えられない。沖縄基地の特徴は、多くの任務を兼ねた総合基地になっていることである。戦略空軍と戦術空軍の作戦基地であるだけでなく、陸軍および海兵隊の待機・訓練基地も置かれている。さらには兵站・補給の大施設が設けられ、大規模な通信基地の性格も持っている。その建設費だけでも十億ドル余の巨費が投下されている。いまとなっては、このような半永久的な総合基地を簡単に他に移転することは不可能であろう。

第二の問題は、韓国の防衛力の強化は沖縄基地の移転とは別個に急いで処理されるべき重要性を持っていることである。プエブロ号事件の直後、不測の事態に対応するため、アメリカ軍は空母エンタープライズなどを日本海海域に派遣したほか、沖縄にある戦術空軍F105二個中隊を急遽韓国の基地に進出させた。これは北朝鮮に比べ比較的劣勢な韓国空軍を補強し、朝鮮半島方面の軍事力のバランスを維持することによって、朝鮮戦争のような事態の発生を阻止しようとしたものであることは言うまでもない。

現在、韓国空軍はF5Aおよび F5B戦術戦闘機二個中隊約三十機が中心となっており、あとはF86DとF86Fという旧式機約百六十機と言われ、いまや精鋭近代空軍とは言えない状況にある。F5型機はもともとNATOやSEATOなどの諸国に対する軍事援助用にアメリカ空軍が採用した多用途戦闘機で、最大速度マッハ一・四という比較的劣速機である。イラン、ギリシャ、トルコ、フィリピン、タイ、カナダなど約十ヵ国で使われているが、アメリカ空軍としてはベトナム戦争で地上攻撃用に使っている程度である。

韓国の空軍拡充計画

これに対する北朝鮮空軍は、大多数がMIG15とMIG17という旧式機であるが、新型高速のMIG21にじゅうぶん対抗できるような新鋭戦闘機を導入する計画しており、これに対するアメリカの援助を要請してきた。こういう事情のところへ最近の軍事的な緊張状態が発生したわけである。沖縄にあるF105戦術戦闘機隊二個中隊が急派されなければならなかった主要な理由はここにある。もちろん、アメリカとしては北朝鮮の背後にある中共およびソ連の空軍力を考慮したであろう。

ところが、今回のような軍事的な緊急事態が発生して痛感されたのは、韓国の空軍基地が少なすぎることであったらしい。

備しなければならない。この新しい空軍基地候補地として、半島の南部でいろいろなところが検討されている段階だと言われている。新しく三千二百万ドルの基地施設が済州島移転説だと言えるが、これをあまりにも簡単に結びつけたところにこの噂の弱点があると言える。

10億ドル投下の総合基地

問題の第一は、沖縄基地を移転するような実際上の話はいまのところどこにも起こっていないことである。昨年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明はいまのところ、日米間の沖縄交渉に関する唯一の基本的了解事項であるが、その中では沖縄にある「アメリカの軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割りを果たしていることを認めた」と述べ、さらに「日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、かつ以上の討議を考慮しつつ、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した」となっている。施政権を返還するとの方針の下に沖縄の地位について検討することが合意されているが、軍事施設が重要な役割りを果たしていることは両者が認めたことになっており、その基地の態様について論議はあるものの、これを他地域に移転しようなどということは現在、日本側からもアメリカ側からも公式には何の話し合いも行なわれていない。

沖縄の住民および日本本土の世論は将来基地を本土並みにするということを概念的に考えるものが

ここで韓国空軍は二つの緊急問題にぶつかった。一つは北朝鮮空軍のMIG21にじゅうぶん対抗できるような新鋭戦闘機を導入することである。その候補機として当然考えられるのは、ベトナム戦争でその性能が高く評価されたファントムF4C型機である。この種の新型機を含めて、現在の二百五十機を少なくとも五百機程度の近代空軍に改編しようという計画が韓国では立てられているという。

もう一つは、このような空軍の増強計画に応じて空軍基地を画期的に増設することである。ファントム機を導入するとすると、これが使える航空基地は現在二、三ヵ所しかないと言われている。五百機の近代空軍に拡張し、さらに休戦ラインから適当な距離のところに基地を分散するとなると、どうしてもあと数ヵ所の大型基地を整

済州島飛行場

っていることである。プエブロ号事件の直後、不測の事態に対応するため、アメリカ軍は空母エンタープライズなどを日本海海域に派遣したほか、沖縄にある戦術空軍F105二個中隊を急遽韓国の基地に進出させた。これは北朝鮮に比べ比較的劣勢な韓国空軍を補強し、朝鮮半島方面の軍事力のバランスを維持することによって、朝鮮戦争のような事態の発生を阻止しようとしたものであることは言うまでもない。

現在、韓国空軍はF5Aおよび F5B戦術戦闘機二個中隊約三十機が中心となっており、あとはF86DとF86Fという旧式機約百六十機と言われ、いまや精鋭近代空軍とは言えない状況にある。F5型機はもともとNATOやSEATOなどの諸国に対する軍事援助用にアメリカ空軍が採用した多用途戦闘機で、最大速度マッハ一・四という比較的劣速機である。イラン、ギリシャ、トルコ、フィリピン、タイ、カナダなど約十ヵ国で使われているが、アメリカ空軍としてはベトナム戦争で地上攻撃用に使っている程度である。

韓国の空軍拡充計画

これに対する北朝鮮空軍は、大多数がMIG15とMIG17という旧式機であるが、新型高速のMIG21にじゅうぶん対抗できるような新鋭戦闘機を導入する計画しており、これに対するアメリカの援助を要請してきた。こういう事情のところへ最近の軍事的な緊張状態が発生したわけである。沖縄にあるF105戦術戦闘機隊二個中隊が急派されなければならなかった主要な理由はここにある。もちろん、アメリカとしては北朝鮮の背後にある中共およびソ連の空軍力を考慮したであろう。

ところが、今回のような軍事的な緊急事態が発生して痛感されたのは、韓国の空軍基地が少なすぎることであったらしい。

備しなければならない。この新しい空軍基地候補地として、半島の南部でいろいろなところが検討されている段階だと言われている。新しく三千二百万ドルの基地施設

ここで韓国空軍は二つの緊急問題にぶつかった。一つは北朝鮮空軍のMIG21にじゅうぶん対抗できるような新鋭戦闘機を導入することである。その候補機として当然考えられるのは、ベトナム戦争でその性能が高く評価されたファントムF4C型機である。この種の新型機を含めて、現在の二百五十機を少なくとも五百機程度の近代空軍に改編しようという計画が韓国では立てられているという。

もう一つは、このような空軍の増強計画に応じて空軍基地を画期的に増設することである。ファントム機を導入するとすると、これが使える航空基地は現在二、三ヵ所しかないと言われている。五百機の近代空軍に拡張し、さらに休戦ラインから適当な距離のところに基地を分散するとなると、どうしてもあと数ヵ所の大型基地を整

あるという結論になったと見られている。

費が計上されたと言われているのも、こうした空軍基地増設に関連したものかもしれない。

要するに、韓国としては北朝鮮空軍との勢力比を改善するため、空軍の拡張と近代化を緊急に推進しなければならぬ立場にあり、そのための基地整備の必要に迫られている。これが沖縄基地の移転受け入れ説と、まったく無関係とは言えないが、事柄は別個の理由からスタートしていることを認識すべきではなかろうか。

戦略的・地理的条件

第三の問題は、済州島が果たして沖縄基地の移転先として適当であるかどうかという点である。沖縄基地が極東にあるアメリカ軍の総合基地として、きわめて大規模なものであることは前述のとおりである。済州島の諸条件がこれに代わりうるものであるかを検討することも必要になろう。

まず、その戦略的位置であるが中国大陸との関係においては沖縄に比べてやや接近しているが、兵器体系の進歩した今も、この程度の距離の差は大して問題にならな

いであろう。しかし極東および東南アジアの諸情勢に対応するという点で、済州島は北に寄り過ぎていると言えよう。韓国・日本方面の事態に即応するためには好都合だが、台湾以南の情勢に応ずるためには離れ過ぎることになる。とくに東シナ海の制海制空という点から見ると、済州島の価値は沖縄に比べていちじるしく劣るということになる。

この島の飛行場が使われたのであった。したがって、ここに飛行場がつくれないとは言えない。近代の土木技術をもってすれば、それほどの困難なしに飛行場の建設は可能と思われる。しかし問題は、この種の大基地に絶対に必要な港湾施設である。同島は地図を見ても分かるように、良港を得るのに困難な地形である。

戦略的に見て北に寄り過ぎていることと、地理的に見てじゅうぶん利用価値のある港湾をつくることが困難であることが済州島移転を受け入れるということは、いまのところ考慮していないというのが正しい観測のように思われる。

（軍事評論家）

ワシントンの真意

国防省筋は難色を示す

沖縄のアメリカ軍基地を韓国に移転する計画が進められているという報道について、国防省当局は「そのような事実はない」とこれを否定している。同省筋によると七月上旬トーマス・モリス国防次官補（施設・兵站担当）らが韓国を訪問したのは、韓国内の基地、施設を視察するのが目的で、これと沖縄基地の移転問題はなんの関係もないとしている。

だが、日本および沖縄のアメリカ軍基地を韓国に移してはどうかとの考え方がアメリカ関係者の間で非公式に検討されていることも事実である。とくに九大ジェット機墜落事件をめぐる板付基地の移転が問題となった際、国防省のブレーンの一人である某教授は「日本にある空軍基地を韓国に移してはどうか」と公然と提案した。この移転が実現すれば、(1)日本国内のアメリカ軍基地をめぐる紛争をなくし、日米関係の改善に役立つ(2)韓国に対してはアメリカが共同防衛に本腰を入れていることを示す格好の意思表示となる――などの点で極東方面安定に寄与するだろうというのがその論拠である。

具体化の兆し見えず

しかし、同教授がこの案を国防省の関係者に示したところ、反応は必ずしも積極的でなかったという。国防省筋が同提案に難色を示しているのは、(1)韓国に新基地を建設することになれば巨額の施設費を必要とするが、六九年度国防予算から二十億ドルないし三十億ドルの削減を迫られている現状でそのような追加施設を議会が承認するとは思えない、(2)韓国は最前線に接近しすぎており、大規模な補給基地や軍事情報収集センターを設けるのは適当でない――などの理由にもとづいている。

とくにアメリカ軍部は朝鮮戦争で釜山周辺の拠点まで追いつめられた苦い経験があるだけに、地続きの場所では共産側が得意とする人海戦術によって基地を席捲されるおそれが全くないとは言えないことを絶えず念頭においている。このため、韓国内の基地は前進基地以上の性格を持たせるのは不適当であるとの議論が多い。候補地の一つにあげられている済州島についても、アジア大陸と海を隔てているのでこうした懸念は一応解消しようが、同島の地形からいって、B52が発着できるような大規模な空軍基地を建設するのは困難だと軍事専門家は指摘している。

また仮に済州島を軍事基地化するとすれば、沖縄基地につぎ込んだ十億ドル以上の資金をもう一度改めて極東地域で使わねばならず大変なムダ使いになるとの議論もある。

以上のような状況から見て、韓国への基地移転問題はいまのところ、理論的な可能性の検討の段階にとどまっており、具体化の兆しはまだ現われていない、とワシントンの軍事専門家筋は判断している。

（藤原ワシントン特派員）

沖縄の表情

余りにも非現実的

アメリカ国防省が否定しているにもかかわらず、沖縄アメリカ軍基地の〝移転説〟が伝えられていることについて、アメリカ四軍の高官たちはいずれも苦々しい表情で「実に非現実的だ」と論評している。

とくにその移転先を具体的に済州島としていることについて、当局筋は「大陸とあまりにも近すぎる」とし、アメリカは絶対に沖縄を手放さないだろうと断言している。その理由として、(1)沖縄は共産圏諸国と等間隔のところにある(2)いつでも自由に兵員、兵器を送り出すことが可能、(3)あらゆる種類の兵器を安全に貯蔵できる――などの点をあげている。

そして軍当局者たちは沖縄基地の重要性と安全性について、次のように説明している。

過去数ヵ年間に沖縄基地は立派にその役割りを果たしてきた。朝鮮戦争、ベトナム戦争、そして本年二月のプエブロ号事件でも、数十時間のうちにF105戦隊二個中隊と通信関係兵員を送り込んだ。昨年十一月の佐藤首相訪米前後、軍事評論家たちの間にタイ、ベトナム基地の拡充を理由に沖縄基地の価値低下を強調する向きがあったが、現実にはテト休戦明けのベトコン、北ベトナムの反攻のさい、在南ベトナム基地から多数の軍用機が沖縄の嘉手納基地に退避した事実を見ても、沖縄基地の重要性と安全性が理解できよう。

沖縄のアメリカ軍基地は最近のドル防衛問題とはウラハラに嘉手納空軍基地、普天間基地（海兵隊航空隊）の施設工事は続いており、後、韓国内での軍備強化策の一環として、空軍基地が拡張されるという一連の動きとは別に、米韓両国間でこの問題が協議されたとも言われている。

こうした動きに対して韓国政府筋にはアメリカが東アジア地域において沖縄以外で核基地を求めるとすれば、政治的には韓国はと無難な国はないだろうが、位置とか地理的な条件を抜きにして政治的決定を下すこともできない。そこで韓国南部海岸近くの平野地帯、東南海岸の平野地帯などが候補地に上がったのではないか――という見方もある。

ソウルの反応

地理的に難点が多い

高官筋は「アメリカは沖縄にあるアメリカ空軍基地を、日本との政治問題があるなしにかかわらず、中共の核爆発とミサイル開発の進展に対処するため、他のより安全な場所に移転するか分散することを考えているようであるが、それにしても、済州島が沖縄に比べて安全な地点だとはいえない」と述べている。

島移転説が初めて出たのは去る六月初旬、ソウルで開かれた日韓国会議員懇談会の席上だった。その席上、韓国側の出席者の一人が「アメリカは沖縄にある十数台のIBMを駆使し、極東全域の兵站活動を行なっている第二兵站部隊での恒久的倉庫建設も進められている。

いま一つ注目されるのは軍事衝突の場合、韓国軍の作戦統制権はアメリカ軍が握っているが、済州島に移転するとこの統制権はどうなるのかという点である。

韓国軍の作戦統制権は、韓国軍の最高指揮官であるアメリカ軍司令官が握っているが、済州島に移転するという最近の噂は、アメリカ側自身にはどんどその考えはないと言えるし、韓国も自国の空軍力充実に努力してはいるものの、沖縄基地の移転を受け入れるということは、いまのところ考慮していないというのが正しい観測のように思われる。

（軍事評論家）

安全性にも問題

沖縄と済州島の位置を比べると済州島のほうが中共からの圧力を余計受ける地点である。地理的に見ると、(1)済州島の総面積（一千八百二十九・五平方キロ）の七三％が山岳地帯、二七％が平地であるが、それも傾斜地帯がほとんどである、(2)済州島周辺の大陸ダナが遠浅なので良港が作れない、(3)済州島の北岸は最高気温三六度、最低零下二度、南海岸は最高三五度、最低零下三度で温暖なほうだが、年間の快晴日数は五十～六十日、百五十～百六十日が曇り、百三十～百四十日が雨、十～二十日が暴風で、しかも風速は強い。また済州島は上、下水道施設が全く不備で、発電施設も貧弱である。

韓国の南海岸は気候は多少冷たいが、快晴日数が百日以上、雨天は百日以下であり、風も強くない。国内にアメリカ空軍基地を求めれば、韓国政府はなんらの政治的問題なしに交渉に応じうる基地はできている。（金ソウル特派員）

外務省の見方

沖縄の地位に変化なし

戦後の戦略示す

沖縄基地の韓国移転説はベトナム戦後のアメリカ極東戦略の再編成が、さし当たり北朝鮮の潜在的脅威にさらされる韓国において行なわれる可能性の強いことを示したと言える。

済州島への沖縄基地移転を打診した日本議員団としては、沖縄の施政権返還が具体的解決をせまられる日程にのぼった現在、その最大の焦点である基地の取り扱いについて一つの可能性を探るねらいがあったようだ。

佐藤首相は返還後の基地の態様としては、(1)国民世論の動向、(2)軍事科学技術の発展、(3)国際情勢の推移、の三点を理由に〝白紙〟の態度をとっている。だが、ベトナム情勢の進展に期待した極東地域一般、沖縄の戦略的位置は何物にも代えがたい地理的条件を備えている。南太平洋地域でイギリス軍の撤退が七一年までに実施されるとなると、沖縄の補給・作戦基地機能はますます高まることになる。通信中枢としての機能も、他の土地に代えがたい。

核を含む戦争抑止力としては、強化拡充を続ける北朝鮮の空軍力の影響を受けやすい韓国よりは、沖縄のほうがより安全かつ効果的である。さらにはアジア最大の空軍基地と言われる嘉手納基地に匹敵する滑走路は済州島の地形から建設困難、と現地視察から帰った金沢外務省アジア局参事官は指摘する。

今年一月のゲリラ侵入事件、プエブロ号事件など、朝鮮半島の情勢は緊張の度を強めてきた。これを機に韓国は懸案のアメリカ軍基地増設を実現しようと、アメリカ政府に働きかけていた。たまたま日本では、エンタープライズ号寄港、佐世保放射能事件など、基地問題をめぐる紛争が発生したときでもあり、韓国政府からは「必要があれば日本のアメリカ軍基地移転受け入れの用意がある」との意向がアメリカ側に伝えられたようだ。

いずれにせよ、崔韓国国防長官が十二日の発表で「新たなアメリカ空軍基地の建設に合意した」ことを明らかにしたのは、アメリカ当局がベトナム戦後の極東戦略の重点を韓国に置いた証拠とも見ることができる。これに伴いわが国の北九州における空軍基地の役割りは戦術的に低下してくることになると防衛庁は歓迎しているが、これによって沖縄の地位に影響が出ると見るのは早計だ。

（特田政治部員）

1968. 7. 30

＊ロープ製造＊化繊紡
＊綿紡＊黄麻紡
テイサン
帝国産業株式会社
本社・大阪市北区中ノ島2の18
営業所・東京・名古屋・札幌
Teisan

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 2627　　至急
67年9月15日06時15分　ワシントン　発
67年9月15日19時40分　本省　着　米北

外務大臣殿　下田(大使)　臨時代理大使　総領事　代理

おきなわ問題に関するラスク証言

第2568号　平　至急

ラスク長官は5月25日下院歳出委員会海外活動（パスマン）分科会秘密会において対外援助につき証言せるところ、14日その記録が公表されたがその中に要旨次のごときおきなわ問題に関する部分があるので全文別電する。

1。シュライバー委員（共和、カンサス）よりとつぜん（注。国務省担当官に照会せるところその動機等不明にて審議内容も別段プライス法とは関係なき由）おきなわにつき5月24日付ワシントンポスト社説（往電第1343号参照）にふれ。米国は「しよく民地主義」的な対日しげきをなくすため施政権につき「中途半ば」な措置をとる気ありやと質問した。

2。これに対しラ長官より（イ）日本および琉球における若干の私人は施政権全面返かんまでの中間的措置として特に教育に関しかかる方策をしよう導しているが。米側で検討の結果これは実質的でなく。かつ重大な利益の損なくを招くものであるとの結論に達した。また

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

たサトウ総理もこれは望ましくない旨公けに言明している。（ロ）幸いかかる手段をとらなくとも日本の対りゅう援助の大はば増大。現地における日本旅券の発給および　日本による在外おきなわ人の保護ならびに新船舶きに関する合意等本土との一体化の希望および日本の経済社会ふくしのおんてんによくし得つつ米国の施政を害せざる方法があり。われわれはおきなわの対日返かんの日まで米国の軍事的要請とりゅうきゅう人民の自然な願望とを調整する方法を日本政府と協力して　たん求していると答べんした（以後シュ議員の質問に答えラ米に関する証言に移行）。

外務省

大臣官房　外政審議室　条約課　次官　政務次官　事務次官　官房長　儀典長　個人情報　(総)文書課　(経)旅券課　(国)調査室　(ア)北東　(欧)西　(中)南　(北米)北　(中)南　(欧)中近　(ア)西　(近)近　(経)米カナダ　欧亜連合　近東　(経)賠償　(協)技術協力　(条)経済協力　(国)国際連合　(社)社会経済　(情)内閣情報調査室　(文)文化交流

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 36296　　主管
67年9月15日06時00分　ワシントン発
67年9月15日19時30分　本省着　米北

外務大臣殿　下田大使

沖縄問題に関するラスク証言

第2569号　平　至急
往電第2568号別電

OKINAWA

MR. SHRIVER. WOULD YOU BE WILLING TO SETTLE FOR " HALF A LOAF " IN REGARD TO THE ADMINISTRATION OF OKINAWA ? THE WKASHINGTON POST OF MAY 24, 1967, SUGGESTED IN AN EDITORIAL THAT THIS WOULD REMOVE SOME OF THE " COLONIALIST " STING OF OUR OCCUPATION OF THESE ISLANDS.

MR. RUSK . SOME PRIVATE INDIVDUALS IN JAPAN AND THE RYUKYUS HAVE SUGGESTED THAT THE UNITED STATES SHOULD, AS AN INTERIM MEASURE PENDING COMPLETE TO THE MILITARY BASES. EDUCATION IS MOST FREQUENTLY MENTIONED IN THIS CONNECTION . WE HAVE STUDIED THE QUESTION AND CONCLUDED THAT, AS A PRACTICAL MATTER, IT IS INFEASIBLE TO DIVIDE OR SEPARATE IN ANY WAY OUR ADMINISTRATIVE AUTHORITY DURING THE TIME IT MAY BE NECESSARY FOR US TO EXERCISE THIS AUTHORITY IN THE RYUKYUS. TO ATTEMPT TO DO SO WOULD LEAD TO GRAVE CONFLICTS OF INTEREST. PRIME MINISTER SATO HAS ALSO PUBLICLY STATED HIS BELIEF THAT THIS WOULD NOT BE A DESIRABLE APPROACH.

FORTUNATELY. HOWEVER, THERE ARE OTHER MEANS FOR SATISFYING THE DESIRES OF THE TYIKYUAN PEOPLE TO ASSERT THEIR IDENTITY AS JAPANESE AND TO OBTAIN THE ECONOMIC AND SOCIAL WELFARE BENEFITS AVAILABLE IN JAPNA, WITHOUT COMPROMISING THE INTEGRITY OF OUR ADMINISTRATION. SOME RECENT EXAMPLES INCLUDE GREATLY INCREASED

JAPANESE ECONOMIC AID, AGREEMENT ON THE ISSUANCE OF JAPNAESE PASSPORTS TO TYUKYUANS IN OKINAWA AND ON THE ASSUMPTION BY JAPAN OF PRIMARY RESPONSIBILITY FOR RYUKYUAN VESSELS UHICH INCLUDES THE RISING SUN FLAG AS PART OF ITS DESIGN. WE ARE CONTINUING TO WORK CLOSELY WITH THE JAPANESE GOVERNMENT TO FIND MORE SUCH WAYS TO RECONCIL THE MILITARY IMPERATIVE FOR CONTINUED US ADMINISTRATION WITH THE NATURAL ASPIRATIONS OF THE RYKYUAN PEOPLE. PENDING THE DAY UHEN THE RESTRATION OF THE ISLANDS TO JAPANESE CONTROL BECOMES POSSIBLE.